

第5期愛知県障害福祉計画

(素案) 9/14 現在

平成 年 月

第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の障害福祉サービスは、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

なお、障害者自立支援法は、障害者の範囲の見直しを行う等の改正がされ、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）として施行されています。

障害者総合支援法では、都道府県及び市町村に、※国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定することを義務付けており、都道府県は、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する内容を定めることとなっています。

さらに、平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として、都道府県及び市町村に、新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

※国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

最終改正 平成29年3月31日

これまで県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、3年を計画期間として、具体的な数値目標及び目標達成に向けた取組を定めた県障害福祉計画を策定してきました。（平成18～20年度までの第1期愛知県障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）、平成21～23年度までの第2期愛知県障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）、平成24～26年度までの第3期愛知県障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）、平成27～29年度までの第4期愛知県障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）を策定）

一方、県では、平成28年3月に策定した「あいち健康福祉ビジョン2020」の障害者支援に係る記載部分を、障害者基本法に基づく愛知県障害者計画に位置付けており、横断的・重点的な取組の方向性を示しています。

第5期愛知県障害福祉計画（以下「第5期計画」という。）は、「あいち健康福祉ビジョン2020」の中の障害福祉サービス等の提供に関する取組を具体化するものであり、平成30年度から平成32年度までを計画期間とし、本県の障害福祉計画及び障害児福祉計画に位置付け、これまでの計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、第5期計画期間における課題を整理し、それらを踏まえ、策定したものです。

計画の推進に当たっては、国・市町村の関係機関との連携はもとより、教育委員会・産業労働部など、県全体で連携し取り組んでいきます。

1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、他の者と平等の選択の機会をもって、地域社会に完全に包容され、年齢や性別などにかかわらず、多様な福祉サービスを活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに当たっての支援等をまとめたものです。

2 計画の基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の7つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

1 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援をします

障害のある人及び障害のある子ども（以下「障害のある人等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とするサービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの提供体制の整備を進めていきます。

2 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人等が地域で安心して生活することができるよう、県内のどこでも必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

3 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、一人一人のニーズに応じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）が利用できるようにします。

4 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場となるグループホーム（共同生活援助）の拡充について、既存の戸建て住宅や公営住宅等を活用し、「グループホーム整備促進支援制度」により推進していくとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進、さらには地域における生活支援の機能をより強化するための地域生活支援拠点等の整備を図るなどにより、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

5 福祉施設から一般就労への移行を推進します

就労支援機関や障害者就業・生活支援センター等における就労支援策の充実・活用を図ることにより、企業などで働くことを希望している人が、一般就労できるようにしていきます。

また、特別支援学校高等部卒業生の一般就労についても、特別支援学校等と障害者雇用に関する関連機関との連携を強化して、促進していきます。

さらに、平成30年度からの新設サービスである就労定着支援事業等を通じて、一般就労した後の職場定着の支援をしていきます。

6 障害のある人等が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人等が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材を育成するとともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体などを構成員とする協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

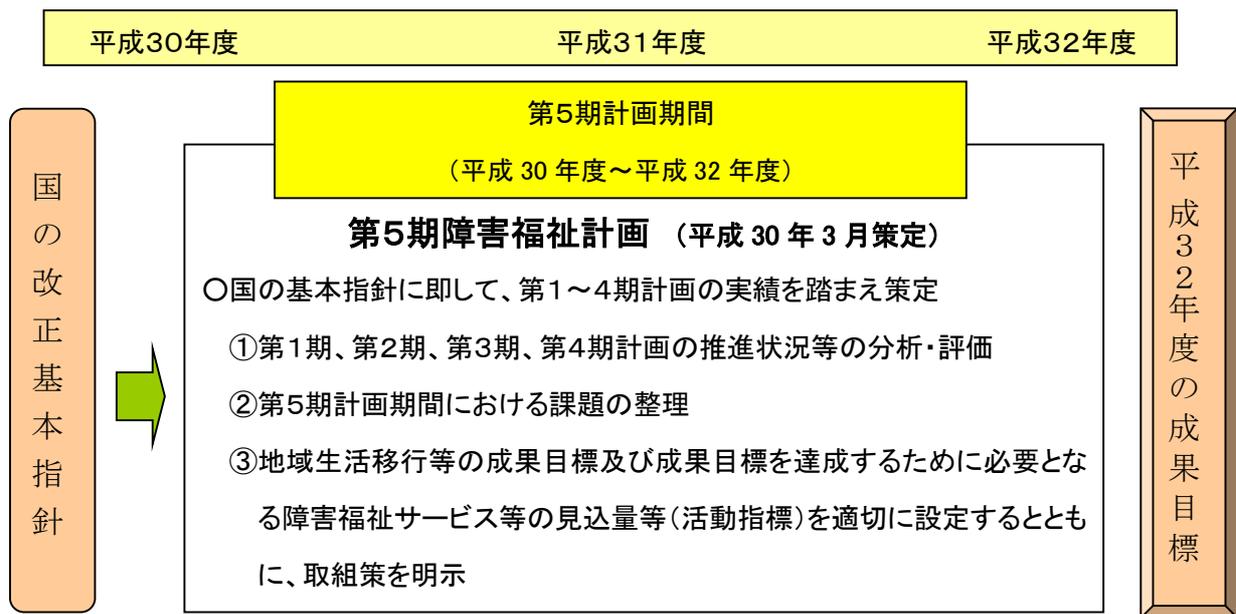
7 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できる体制の整備を進めていきます。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

3 計画期間

第5期計画は平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。



4 計画の位置付け

第5期計画は、障害者総合支援法第89条第1項に基づく、都道府県障害福祉計画（第5期）及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく、都道府県障害児福祉計画（第1期）に位置付けます。

5 市町村との連携

障害のある人等への支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村が、課題やニーズを把握し策定した市町村計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等を行います。

県計画については、地域生活への移行などについて、必要となる障害福祉サービス等の基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、平成32年度における障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域単位ごとに必要となる事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」（第5章の2）に沿って、市町村との密接な連携を図りつつ、広域的・専門的な視点から適切かつ着実な整備を推進していきます。

6 区域の設定

県計画においては、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人等が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。県では、施策の広域的な実施区域として、障害保健福祉圏域を設定しています。なお、平成30年度からの愛知県地域保健医療計画においては、本県の地域医療構想（平成28年10月策定）における構想区域と2次医療圏を一致させる観点等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、「名古屋・尾張中部医療圏」としているため、障害保健福祉圏域においても、両圏域を統合し、「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としています（※）。

このため、第5期計画においては、引き続き、福祉と保健・医療の連携を図るため、2次医療圏および老人福祉圏域と同一の11の障害保健福祉圏域を本計画の区域として設定します。

※ ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取組を進めているとともに、障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することを基本とします。

(図表 1)

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

障害保健福祉圏域



1 人口構成

平成 29 年 4 月 1 日現在の本県の人口は、750 万 5,526 人で、平成 17 年と比べ 25 万 822 人増え、3.5%の増加となっています。

年齢 3 区分で見ると、0～14 歳、15～64 歳は年々減少しているのに対し、65 歳以上の高齢者は年々増加しており、平成 29 年の本県の高齢化率(65 歳以上の割合)は 24.2% となっています。

【人口構成の推移】(図表 2)

区 分		平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 29 年
総人口		6,868,336 人	7,254,704 人	7,410,719 人	7,427,518 人	7,505,526 人
年 齢 3 区 分	0～14 歳	1,120,992 人 (16.3%)	1,069,498 人 (14.7%)	1,065,254 人 (14.4%)	1,043,887 人 (14.1%)	1,011,420 人 (13.5%)
	15～64 歳	4,919,095 人 (71.6%)	4,901,072 人 (67.6%)	4,791,445 人 (64.7%)	4,645,339 人 (62.5%)	4,599,314 人 (61.3%)
	65 歳以上	819,026 人 (11.9%)	1,248,562 人 (17.2%)	1,492,085 人 (20.1%)	1,681,485 人 (22.6%)	1,813,612 人 (24.2%)

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢 3 区分の合計とは一致しない。

※カッコ内は総人口に対する割合

※平成 7 年、17 年、22 年は「国勢調査」、その他は「あいちの人口」

2 障害者の状況

内閣府が発行する平成 28 年障害者白書では、全国の障害のある人等（手帳所持者に限られない）の概数は、身体障害者 393 万 7 千人、知的障害者 74 万 1 千人、精神障害者 392 万 4 千人、合計で 860 万 2 千人となっています。（※）

※ 身体障害者及び知的障害者については、「平成 23 年生活のしずらさなどに関する調査（平成 23 年 12 月実施）による。
精神障害者については、医療機関を利用した精神疾患患者数を精神障害者として計上しており、一過性の精神疾患のために日常生活や社会生活上の相当の制限を継続的には有しない者も含まれている可能性あり。

この数値を基に、人口比率により愛知県内における障害のある人等の概数を推計すると、身体障害者 23 万 2 千人、知的障害者 4 万 4 千人、精神障害者 23 万 1 千人、合計で 50 万 7 千人となり、県人口の 6.7%を占めています。

（1）身体障害者の状況

ア 手帳所持者

平成 29 年 4 月 1 日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は 23 万 8,551 人となっており、県人口の 3.18%を占めています。

等級別で見ると、1 級、2 級の比較的重い障害のある人の割合が全体の 45.0%となっています。

障害別では、肢体不自由が最も多く 12 万 5,475 人で、全体の 52.6%を占めています。平成 18 年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きくなっています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成 29 年の本県の身体障害者手帳所持者の 65 歳以上の割合は 69.2%となっており、平成 23・26 年と比較すると、65 歳以上の割合が上昇しています。

【等級別の身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 3）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
級別所持者数	70,677 人	36,710 人	53,624 人	52,492 人	13,674 人	11,374 人	238,551 人
合計に占める割合	29.6%	15.4%	22.5%	22.0%	5.7%	4.8%	100%

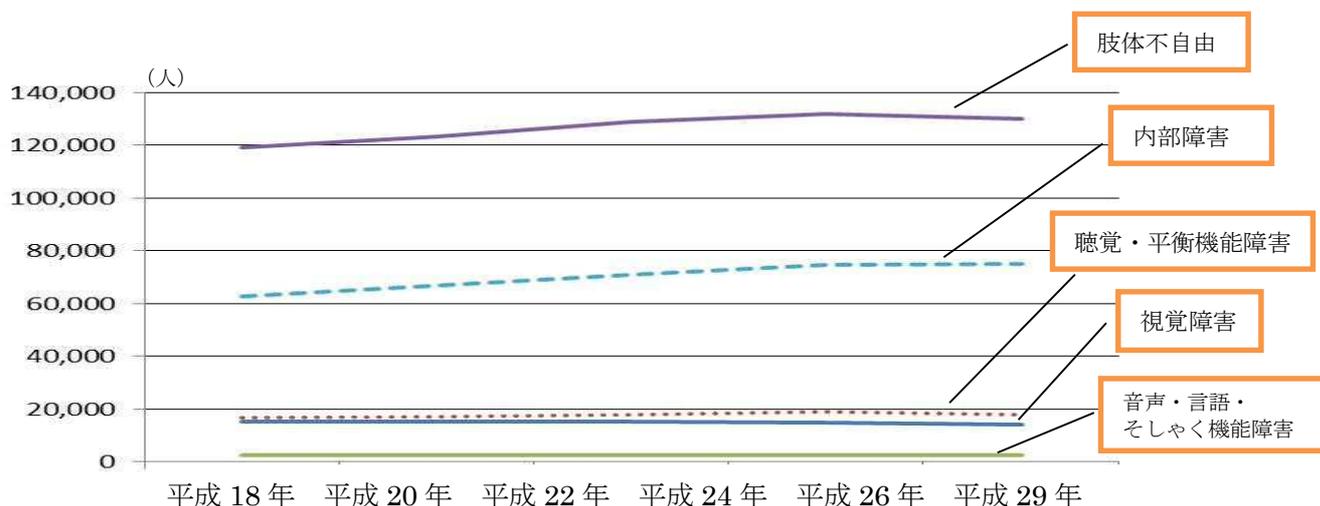
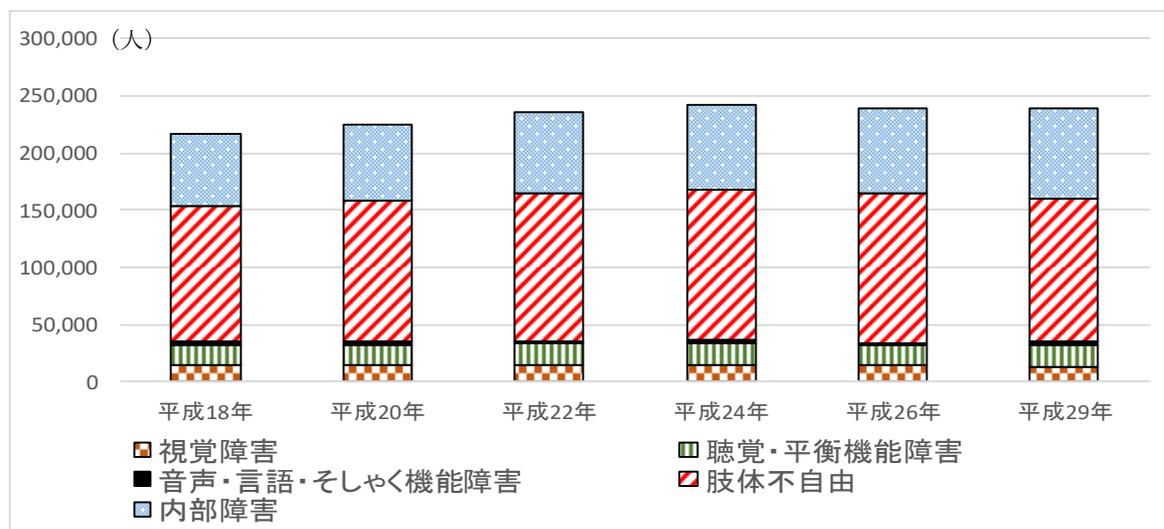
※必要とされる支援の度合いは、1 級が最も高い。

【身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表4）

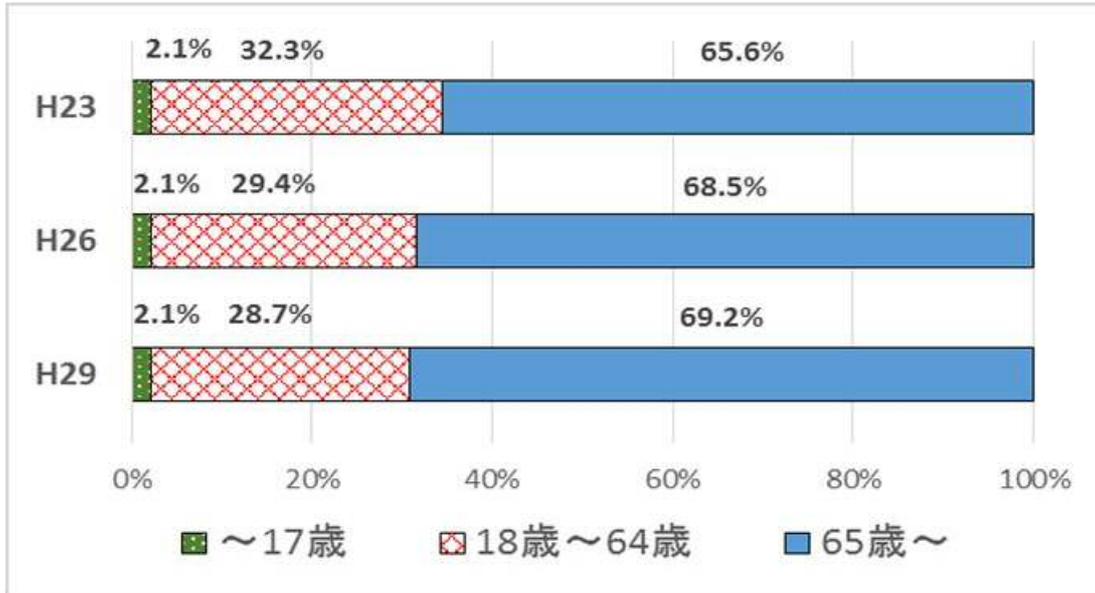
区分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年
	合計	216,258人	225,081人	235,617人	242,541人	239,389人	238,551人
	県人口に占める割合	2.98%	3.06%	3.18%	3.27%	3.22%	3.18%
障害別	視覚障害	15,166人	15,176人	15,112人	14,722人	14,078人	13,733人
	聴覚・平衡機能障害	16,880人	17,180人	17,848人	18,900人	17,817人	18,399人
	音声・言語・そしゃく機能障害	2,381人	2,519人	2,616人	2,581人	2,430人	2,471人
	肢体不自由	118,988人	123,366人	128,961人	131,746人	130,106人	125,475人
	内部障害	62,843人	66,840人	71,080人	74,592人	74,958人	78,473人
年齢別	18歳以上の者	211,118人	219,869人	230,381人	237,450人	234,330人	233,347人
	18歳未満の児童	5,140人	5,212人	5,236人	5,091人	5,059人	5,204人

※2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上
 ※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

【身体障害者手帳所持者数の推移（障害別）（各年4月1日現在）】（図表5・6）



【年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表7）



※各年4月1日現在の手帳所持者数から算出
 ※県内30市町村分（年齢階層別の割合を把握している市町村の数値で集計）

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29年4月1日現在で認定を受けている10,936人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の57.8%となっています。

【障害支援区分別の身体障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表8）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
身体障害者数	4,863人	1,455人	1,540人	1,990人	956人	132人	10,936人
合計に占める割合	44.5%	13.3%	14.1%	18.2%	8.7%	1.2%	100%

※必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

(2) 知的障害者の状況

ア 手帳所持者

平成29年4月1日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者数は5万2,719人となっており、県人口の0.70%を占めています。手帳所持者数は年率3～4%程度伸びており、平成18年からの増加率で見ると、軽度が最も大きくなっています。

判定別で見ると、重度判定を受けている人は2万852人で、全体の39.6%となっています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成29年の本県の療育（愛護）手帳所持者の65歳以上の割合は5.9%となっており、平成23・26年と比較すると、65歳以上の割合が上昇しています。

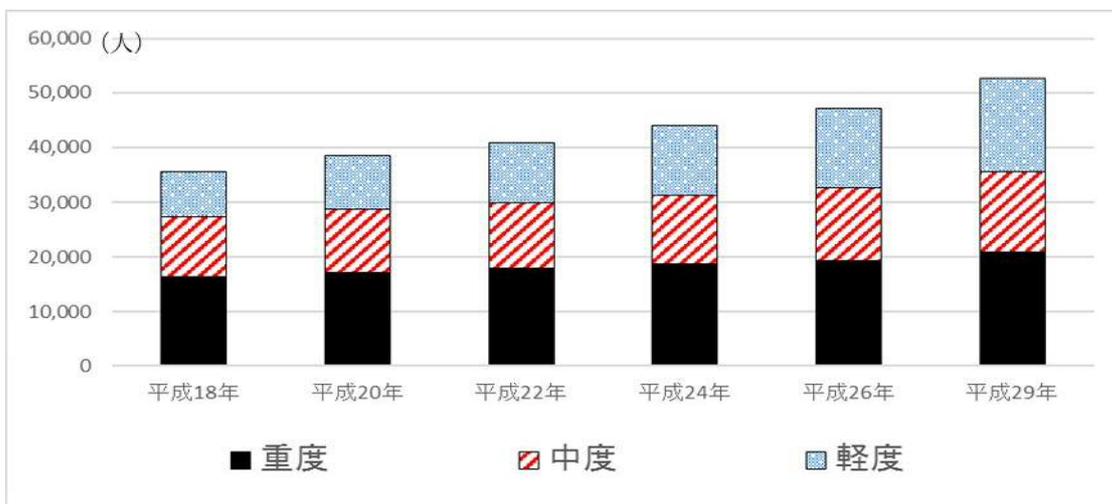
【療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表9）

区 分		平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年
合 計		35,672人	38,466人	40,960人	44,079人	47,184人	52,719人
	県人口に占める割合	0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%	0.70%
判 定 別	重度 (知能指数35以下)	16,364人	17,207人	17,937人	18,748人	19,376人	20,852人
	中度 (知能指数50以下)	10,916人	11,628人	11,994人	12,524人	13,246人	14,677人
	軽度 (知能指数75以下)	8,392人	9,631人	11,029人	12,807人	14,562人	17,190人
年 齢 別	18歳以上の者	24,941人	26,365人	28,076人	30,332人	32,592人	36,426人
	18歳未満の児童	10,731人	12,101人	12,884人	13,747人	14,592人	16,293人

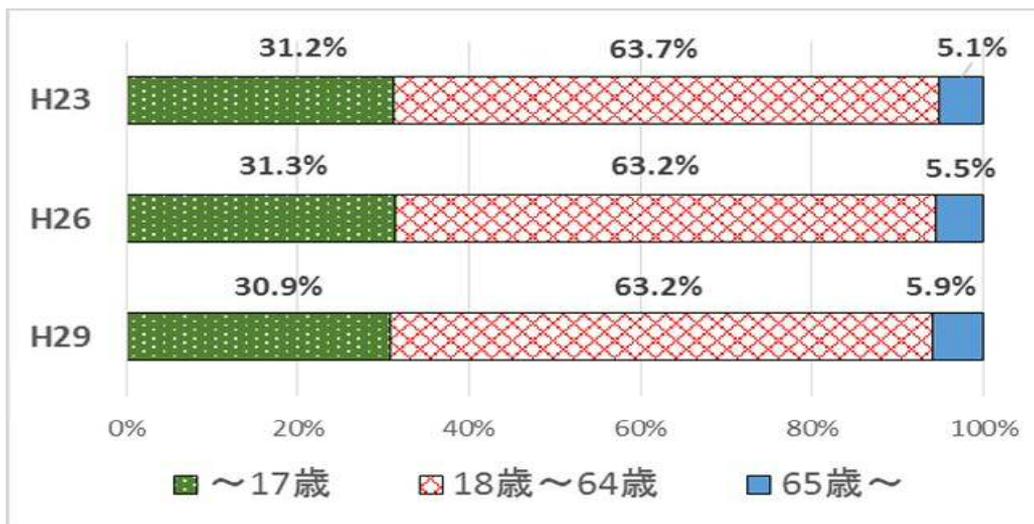
※療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行）

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

【療育（愛護）手帳所持者数の推移（判定別）（各年4月1日現在）】（図表10）



【年齢階層別の療育（愛護）手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表11）



※各年4月1日現在の手帳所持者数から算出
 ※県内33市町村分（年齢階層別の割合を把握している市町村の数値で集計）

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29年4月1日現在で認定を受けている14,974人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の57.8%となっています。

【障害支援区分別の知的障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表12）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
知的障害者数	3,155人	3,034人	3,934人	3,024人	1,638人	189人	14,974人
合計に占める割合	21.1%	20.3%	26.3%	20.2%	10.9%	1.3%	100%

※必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

(3) 精神障害者の状況

ア 手帳所持者

平成29年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は6万144人となっており、県人口の0.80%を占めています。

等級別で見ると、1級（重度）の障害のある人は6,271人で、全体の10.4%となっています。手帳所持者数は、依然、大きな伸びを示し、平成18年との比較では、2.5倍を超えています。

また、年齢階層別の割合を見ると、平成29年の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者の65歳以上の割合は19.9%となっており、平成23年と比較すると、65歳以上の割合が上昇しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表13）

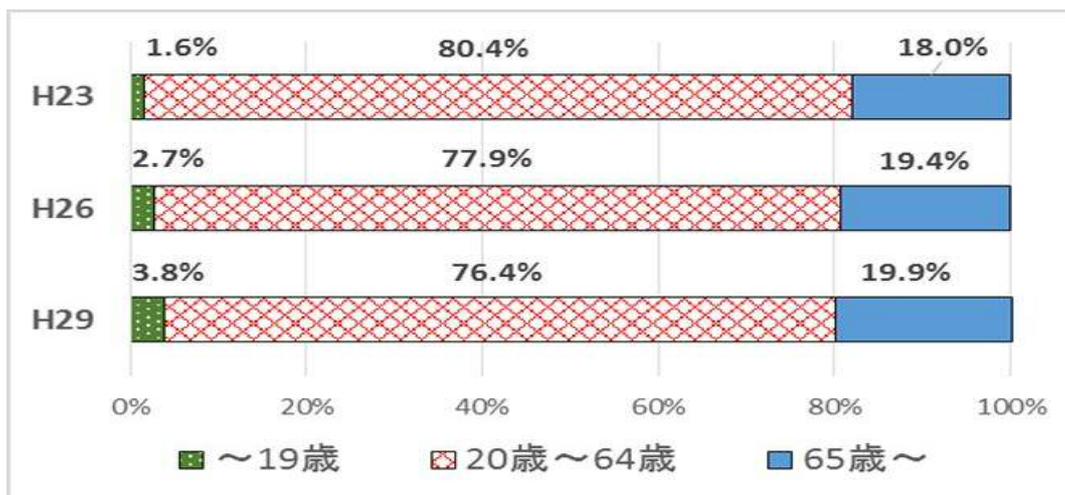
区 分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年	
合 計	22,710人	26,629人	33,857人	41,133人	48,341人	60,144人	
県人口に 占める割合	0.31%	0.36%	0.46%	0.55%	0.65%	0.80%	
程 度 別	1級（重度）	2,369人	2,643人	3,200人	3,845人	4,731人	6,271人
	2級（中度）	15,139人	17,125人	22,364人	27,044人	32,153人	38,688人
	3級（軽度）	5,202人	6,861人	8,293人	10,244人	11,457人	15,205人

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

【精神障害者手帳所持者数の推移（程度別）（各年4月1日現在）】（図表14）



【年齢階層別の精神障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】（図表15）



※各年4月1日現在の手帳所持者数から算出

イ 障害支援区分

障害支援区分別で見ると、平成29年4月1日現在で認定を受けている6,513人のうち、障害支援区分5、6の人の割合が全体の6.7%となっています。

【障害支援区分別の精神障害者数（平成29年4月1日現在）】（図表16）

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
精神障害者数	214人	221人	742人	2,053人	3,028人	255人	6,513人
合計に占める割合	3.3%	3.4%	11.4%	31.5%	46.5%	3.9%	100%

※必要とされる支援の度合いは、区分6が最も高い。

ウ 自立支援医療（精神通院医療）の受給者数

平成29年3月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は101,874人となっており、県人口の1.36%を占めています。

受給者数は、平成29年は平成18・20年の約1.8倍となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年3月末現在）】（図表17）

区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成29年
合計	57,721人	57,735人	65,448人	76,571人	85,458人	101,874人
県人口に占める割合	0.80%	0.78%	0.88%	1.03%	1.15%	1.36%

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

(4) 発達障害のある人の状況

現在、我が国や本県には、発達障害のある人の数の公的な数値はありません。

発達障害のある人には、固有の手帳制度がありませんが、その障害の状態により、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、療育（愛護）手帳を所持している場合、どちらの手帳も所持していない場合があります。

(5) 難病のある人の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在の本県の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成制度の受給者数は 46,202 人となっており、県人口の 0.6%を占めています。

また、疾患別で見ると、潰瘍性大腸炎が最も多く、10,171 人で全体の 22.0%を占めています。

なお、平成 25 年度から、130 の疾病の難病患者（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象となりましたが、対象疾病が拡大され、平成 29 年 4 月 1 日には、対象疾病が 332 から 358 へ拡大されたところです。

【特定医療費助成制度の受給者数の推移（各年 3 月末現在）】（図表 18）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象疾病数	110	306	306
受給者数	42,065 人	44,746 人	46,202 人
県人口に占める割合	0.6%	0.6%	0.6%

【圏域別手帳所持者数】（図表 19）

圏 域	人 口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,505,526	100	238,551	100	52,719	100	60,665	100
名古屋・尾張中部	2,471,920	32.9	83,280	34.9	17,642	33.5	23,873	39.4
（名古屋）	2,303,070	30.7	78,486	32.9	16,660	31.6	22,639	37.3
（尾張中部）	168,850	2.2	4,794	2.0	882	1.7	1,234	2.0
海 部	328,319	4.4	10,516	4.4	2,251	4.3	2,642	4.4
尾 張 東 部	470,903	6.3	12,992	5.4	2,636	5.0	3,330	5.5
尾 張 西 部	517,016	6.9	17,613	7.4	3,844	7.3	3,892	6.4
尾 張 北 部	733,537	9.8	23,267	9.8	5,076	9.6	5,496	9.1
知 多 半 島	623,902	8.3	18,923	7.9	4,469	8.5	4,461	7.4
西 三 河 北 部	486,454	6.5	14,476	6.1	3,435	6.5	3,088	5.1
西 三 河 南 部 東	424,655	5.7	12,579	5.3	2,936	5.6	3,585	5.9
西 三 河 南 部 西	695,526	9.3	20,000	8.4	4,655	8.8	4,583	7.6
東 三 河 北 部	55,352	0.7	2,493	1.0	482	0.9	416	0.7
東 三 河 南 部	697,942	9.3	22,412	9.4	5,293	10.0	5,299	8.7

※人口は平成 29 年 4 月 1 日現在、手帳所持者数は平成 29 年 3 月 31 日現在

※人員の単位は人、構成比の単位は%

※「名古屋・尾張中部圏域」のうち、「名古屋」は名古屋市、「尾張中部」は清須市、北名古屋市、豊山町としてい
ます。（以下同じ。以降略）

3 障害福祉サービス等の利用状況等

(1) 訪問系サービス

ア 訪問系サービス利用状況

【訪問系サービスの利用実績】(図表 20) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
実績 (時間数/月)	432,620 時間	468,616 時間
対前年比	101.3%	108.3%

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

イ 障害保健福祉圏域別の訪問系サービスの利用状況等

【平成 28 年度実績 (平成 29 年 3 月利用分)】(図表 21)

圏 域	訪問系サービス	
	延利用時間数	構成比
県 全 体	468,616	100
名古屋・尾張中部	336,869	71.9
(名 古 屋)	332,565	71.0
(尾 張 中 部)	4,304	0.9
海 部	6,712	1.4
尾 張 東 部	13,686	2.9
尾 張 西 部	17,017	3.6
尾 張 北 部	17,578	3.8
知 多 半 島	17,404	3.7
西 三 河 北 部	12,546	2.7
西 三 河 南 部 東	8,881	1.9
西 三 河 南 部 西	14,623	3.1
東 三 河 北 部	1,307	0.3
東 三 河 南 部	21,993	4.7

※延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

(2) 日中活動系サービス

ア 日中活動系サービス利用定員の状況

(利用定員(人日/月)は、4月1日時点の利用定員から算出した月間の利用可能定員＝定員×22日)

【生活介護】(図表 22)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	282,942	290,774
対前年比	104.2%	102.8%

【自立訓練 (機能訓練)】(図表 23)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	770	770
対前年比	87.5%	100%

【自立訓練 (生活訓練)】(図表 24)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	7,128	7,964
対前年比	118.9%	111.7%

【就労移行支援】(図表 25)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	39,292	41,118
対前年比	106.6%	104.6%

【就労継続支援 (A型)】(図表 26)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	96,954	100,584
対前年比	130.1%	103.7%

【就労継続支援 (B型)】(図表 27)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	157,432	181,346
対前年比	106.8%	115.2%

【療養介護】(図表 28)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	520	669
対前年比	120.9%	128.7%

【福祉型短期入所】（図表 29） ※3 月実績

区 分	28 年度
利用実績（人日/月）	16,909
対前年比	—

【医療型短期入所】（図表 30） ※3 月実績

区 分	28 年度
利用実績（人日/月）	959
対前年比	—

イ 障害保健福祉圏域別日中活動系サービスの状況

【日中活動系サービス（平成29年4月1日現在）】（図表31）

圏域	生活介護		自立支援 (機能訓練)		自立訓練 (生活訓練)		就労移行支援	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
県全体	457	13,695	1	35	23	304	151	2,269
名古屋・尾張中部	150	4,105	1	35	13	194	47	839
(名古屋)	144	3,903	1	35	13	194	46	833
(尾張中部)	6	202	0	0	0	0	1	6
海部	13	460	0	0	0	0	5	77
尾張東部	25	621	0	0	2	18	13	173
尾張西部	41	983	0	0	0	0	8	146
尾張北部	45	1,534	0	0	0	0	12	186
知多半島	37	1,177	0	0	3	32	12	154
西三河北部	29	975	0	0	0	0	8	106
西三河南部東	25	660	0	0	2	40	9	107
西三河南部西	36	1,118	0	0	1	6	14	176
東三河北部	5	184	0	0	1	6	2	12
東三河南部	51	1,878	0	0	1	8	21	293

圏域	就労継続支援 (A型)		就労継続支援 (B型)		療養介護		福祉型 短期入所	医療型 短期入所
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	箇所数
県全体	242	4,681	458	9,183	7	609	236	10
名古屋・尾張中部	108	2,085	128	2,645	3	300	79	4
(名古屋)	104	2,005	123	2,525	3	300	77	4
(尾張中部)	4	80	5	120	0	0	2	0
海部	16	299	27	613	0	0	14	1
尾張東部	12	228	29	451	0	0	12	0
尾張西部	13	305	33	538	1	78	25	1
尾張北部	27	540	47	1,011	1	120	19	2
知多半島	10	180	44	861	0	0	17	1
西三河北部	9	175	17	385	0	0	13	0
西三河南部東	9	161	34	686	1	71	11	1
西三河南部西	21	379	38	739	0	0	17	0
東三河北部	1	20	5	84	0	0	6	0
東三河南部	16	309	55	1,170	1	40	23	0

(3) 居住系サービス

ア 居住系サービス利用定員の状況

【共同生活援助（グループホーム）】（図表 32）

区 分	27 年度	28 年度
利用定員（人/月）	3,880	4,371
対前年比	110.6%	112.7%

【施設入所支援】（図表 33）

区 分	27 年度	28 年度
利用定員（人/月）	4,139	4,131
対前年比	99.8%	99.8%

イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況（図表 34）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

圏 域	グループホーム		施設入所支援	
	箇所数	定員	箇所数	定員
県 全 体	344	4,754	69	4,032
名古屋・尾張中部	125	1,868	15	714
(名 古 屋)	122	1,832	14	664
(尾 張 中 部)	3	36	1	50
海 部	15	209	3	200
尾 張 東 部	18	255	3	165
尾 張 西 部	25	359	5	286
尾 張 北 部	29	382	10	602
知 多 半 島	34	484	5	370
西 三 河 北 部	15	187	5	340
西 三 河 南 部 東	10	118	4	260
西 三 河 南 部 西	25	325	5	232
東 三 河 北 部	6	57	3	140
東 三 河 南 部	42	510	11	723

※別に障害児入所施設と障害者支援施設を併設する施設が3箇所（定員延181人（愛知県心身障害者コロニーはるひ台学園80人、名古屋市あけぼの学園84人、米山寮盲児部17人））と、名古屋市リハビリテーションセンター（定員50人）があります。

(4) 相談支援

ア サービス利用状況

【計画相談支援】(図表 35) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	7,092	7,232
対前年比	109.0%	102.0%

【地域移行支援】(図表 36) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	18	27
対前年比	100.0%	150.0%

【地域定着支援】(図表 37) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	63	71
対前年比	111.7%	112.7%

イ 障害保健福祉圏域別の状況 (図表 38)

【平成 28 年度実績 (平成 29 年 3 月利用分)】

圏 域	計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
	利用実人員	構成比	利用実人員	構成比	利用実人員	構成比
県 全 体	7,232	100	27	100	71	100
名古屋・尾張中部	2,264	31.3	11	40.7	26	36.6
(名古屋)	2,131	29.5	11	40.7	26	36.6
(尾張中部)	133	1.8	0	0	0	0
海 部	397	5.5	0	0	1	1.4
尾 張 東 部	265	3.7	1	3.7	0	0
尾 張 西 部	639	8.8	0	0	0	0
尾 張 北 部	374	5.2	2	7.4	2	2.8
知 多 半 島	749	10.4	3	11.1	34	47.9
西 三 河 北 部	224	3.1	1	3.7	1	1.4
西 三 河 南 部 東	445	6.2	1	3.7	0	0
西 三 河 南 部 西	514	7.1	2	7.4	3	4.2
東 三 河 北 部	223	3.1	0	0	0	0
東 三 河 南 部	1,138	15.7	6	22.2	4	5.6

※利用実人員の単位は人、構成比の単位は%

(5) 障害児支援

ア サービス利用状況等

(利用定員(人日/月)は、4月1日時点の利用定員から算出した月間の利用可能定員＝定員×22日)

【児童発達支援】(図表 39)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	83,138	91,652
対前年比	112.3%	110.2%

【医療型児童発達支援】(図表 40)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	3,520	3,520
対前年比	100%	100%

【放課後等デイサービス】(図表 41)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人日/月)	103,664	135,916
対前年比	121.6%	131.1%

【保育所等訪問支援】(図表 42) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人日/月)	138	176
対前年比	—	127.5%

【障害児相談支援】(図表 43) ※各年度 3 月実績

区 分	27 年度	28 年度
利用実績 (人/月)	1,704	1,935
対前年比	—	113.6%

【福祉型障害児入所支援】(図表 44)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	461	456
対前年比	100%	98.9%

【医療型障害児入所支援】(図表 45)

区 分	27 年度	28 年度
利用定員 (人/月)	640	723
対前年比	100%	113%

イ 障害保健福祉圏域別の状況（図表 46）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

圏 域	児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数
県 全 体	454	4,552	5	160	769	7,357	39
名古屋・ 尾張中部	224	2,393	2	60	289	2,851	8
(名古屋)	212	2,304	2	60	275	2,730	8
(尾張中部)	12	89	0	0	14	121	0
海 部	17	122	0	0	35	328	2
尾張東部	17	188	0	0	41	390	2
尾張西部	36	286	0	0	58	546	2
尾張北部	58	481	0	0	85	759	3
知多半島	20	306	1	40	49	462	9
西三河北部	13	128	1	40	37	322	3
西三河南部東	14	107	1	20	46	452	3
西三河南部西	21	230	0	0	57	546	4
東三河北部	1	10	0	0	3	30	0
東三河南部	33	301	0	0	69	671	3

圏 域	障害児 相談支援	福祉型障害児 入所支援		医療型障害児 入所支援	
	箇所数	箇所数	定員	箇所数	定員
県 全 体	402	9	456	6	614
名古屋・ 尾張中部	157	2	114	3	345
(名古屋)	149	2	114	3	345
(尾張中部)	8	0	0	0	0
海 部	16	0	0	0	0
尾張東部	17	0	0	0	0
尾張西部	21	0	0	1	78
尾張北部	42	2	130	1	120
知多半島	26	1	40	0	0
西三河北部	33	1	50	0	0
西三河南部東	17	1	17	1	71
西三河南部西	15	0	0	0	0
東三河北部	8	0	0	0	0
東三河南部	50	2	105	0	0

障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくため、福祉施設の入所者の地域生活への移行や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等について、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、障害児支援の提供体制の整備等について、具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら進めることが求められています。

本計画では、国の改正基本指針に即して、平成32年度を目標として、具体的な成果目標を次のとおり設定し、その目標の達成に向けた取組を進めていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本計画における地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅や共同生活援助（以下「グループホーム」という。）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指し、その対象となる入所施設は、障害者支援施設としています。

本県では、障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて、希望する方が地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めていきます。

(1) 第4期計画までの評価

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関しては、第1期から第3期計画を通じて、福祉施設の入所者の地域への移行者数（以下「地域生活移行者数」という。）及び施設入所者数の削減に関する目標を設定してきました。

第4期計画の国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに（第3期計画の未達成見込があればそれを含めること。）、平成29年度末時点における福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減することが基本とされ、本県では、この指針に即して、地域生活移行者数の目標値を平成25年度末施設入所者の12%（383人）に第3期計画の未達成見込数（734人）を加えた1,117人、施設入所者削減数の目標を平成25年度末施設入所者の4%に当たる158人と設定しました。

実績は下記のとおりですが、特に、地域生活移行者数が目標値を大きく下回っており、平成26年度から平成28年度の3年間で地域生活へ移行した人は、計96人（平成26年度：42人、平成27年度：28人、平成28年度：26人）にとどまっており、平成20年度をピークに減少傾向にあります。

これは、第3期までの計画を通じて、グループホームの整備等を推進し、地域生活

への移行を進めた結果、移行が可能な人の多くは既に移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっているためと推測されます。

さらに、本県は、人口 10 万人当たりの施設入所者数が、平成 26 年度末時点において、全国平均の 103.3 人に対し、52.3 人と、元々施設入所者が少ない状況があることも要因の 1 つであると推測されます。

このような状況を踏まえ、これまで本県では、国の基本指針に即して目標値を定めてきましたが、今後は、入所者の意向を尊重した上で、県、市町村、関係機関・団体、事業者、そして障害当事者・家族等の全ての関係者が協力し合い、本県の実情に合った、地域生活への移行を進めていくための取組を考え、関係機関全てが連携して取り組むことにより達成可能となる地域生活移行者数を目標値として設定する必要があります。

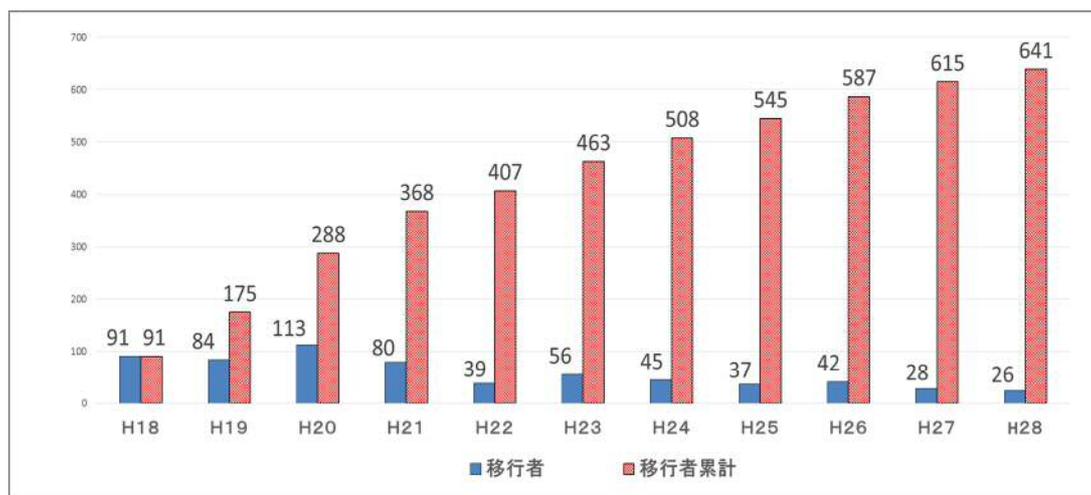
一方で、地域における障害及び障害のある人に対する理解がまだ十分ではないことも地域生活移行が進まない理由と考えられますので、一層の理解促進を図っていく必要があります。

【第 4 期計画での目標値と進捗状況】(図表 47)

	目 標 値	進捗状況 (28 年度末までの実績)
成果 目標 ①	平成 25 年度末から平成 29 年度末までの地域生活移行者数を 1,117 人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、①平成 25 年度末未達成数(771 人)を除く平成 25 年度施設入所者数(3,962 人)の 12%(\approx 383 人)+②第 3 期計画未達成見込数(734 人)=1,117 人	<u>96 人</u> (※) <u>(進捗率: 8.6%)</u>
成果 目標 ②	平成 29 年度末までの施設入所者削減数を 158 人とする。 (設定方法) 国の基本指針に即して、平成 25 年度末現在の施設入所者数(3,962 人)の 4%(\approx 158 人)	<u>103 人</u> <u>(進捗率 65.2%)</u>

※96 人のうち、平成 28 年度地域移行者 26 人の主な障害種別は、身体(肢体)1 人、身体(その他)1 人、知的 21 人、精神 1 人、重複(知的・精神)1 人

【これまでの地域生活移行者数の推移】（図表 48）



また、本県における施設入所者数は、平成 28 年度末現在で 3,859 人となっており、平成 25 年度末現在の 3,962 人から 103 人の減少となっています。また、国の基本指針により、第 1 期計画で成果目標の基準日とされた平成 17 年 10 月の 4,385 人と比較すると、約 10 年間で 526 人の減少となっています。

一方で、地域生活への移行の対象となっていない障害児入所施設の入所児童数については、増加傾向にあります。この要因として、本県では、常時医療的ケアを必要とする重症心身障害児の方が利用できる施設が他県に比べ少なかったことから、重症心身障害児者施設の整備を進めてきたことによるものであり、引き続き、常時医療的ケアを必要とする方が身近な地域で医療や療育を受けられる環境の整備を進めていきます。

（2）第 5 期計画での成果目標等の設定

ア 地域生活移行者数及び施設入所者数

第 5 期計画の国の基本指針では、平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減することが基本とされており、平成 29 年度末において、第 4 期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するとされています。

なお、福祉施設の入所者の地域生活への移行を始めとする各種成果目標については、国の基本指針で示す値が基本とされていますが、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当とされています。

この指針を踏まえるとともに、第 5 期計画では、障害者総合支援法第 1 条の 2「基

本理念」において、障害者本人が、どこで誰と生活するかについての選択できることの重要性が明記されていることを念頭に、「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果やこれまでの実績等を勘案し、具体的な数値目標を次のとおり設定し、福祉施設から地域生活への移行を推進していきます。

① 地域生活移行者数の増加

本県 目標値	平成 28 年度末から平成 32 年度末における地域移行者数を●人とする。
	【参考】国の基本指針で求められている数値を本県の状況に置き換えた場合 平成 28 年度末時点における施設入所者（3,859 人）の 9%=347 人 第 4 期計画未達成見込分=995 人

② 施設入所者数の削減

本県 目標値	平成 32 年度末までの施設入所者削減数を 77 人とする。 （平成 32 年度末の施設入所者数を 3,782 人とする。）
	（設定方法） 国の基本指針に即して、平成 28 年度末時点における施設入所者（3,859 人）の 2% ただし、第 4 期計画未達成見込分（33 人）は含まない。

※（１）・（２）の成果目標については、国の基本指針に即して、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた人（18 歳以上の人に限る。）であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設に引き続き入所している人の数及び名古屋市総合リハビリテーションセンターに入所している人の数を除いて設定します。

【福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査の概要】（図表 49）

1 目的

福祉施設入所者の地域生活への移行を推進するため、現在入所している方のニーズやその方を取り巻く状況の把握を通じて、本県における課題の整理や今後の取組施策の検討等を行うため。

2 調査対象者

平成 29 年 3 月 31 日現在で、県内の障害者支援施設（69 か所）に入所している県内市町村で支給決定を受けている方（3,859 人）

3 調査基準日等

調査基準日：平成 29 年 3 月 31 日 調査期間：平成 29 年 5 月 9 日～6 月 28 日

4 調査方法

県内の障害者支援施設（69 か所）に対し調査票等をメールで送付の上、施設職員等が入所者一人一人の状況について回答を行った。なお、「ご本人のニーズ」については、施設職員等がご本人に聴き取りの上回答を行うこととした。

5 回収状況

100%（ただし、任意調査のため、設問によっては未回答あり）

6 主な調査結果

項目	結果
性別	男：57.9% (2,223 人) 女：42.1% (1,626 人)
現在の平均年齢	51.6 歳（入所時の平均年齢：38.2 歳）
平均入所期間	15.0 年間
主な障害種別	身体障害：19.0% (735 人)、知的障害：52.9% (2,042 人) 重複【身体・知的】：20.0% (773 人)
障害支援区分	区分 6：53.8% (2,078 人)、区分 5：27.7% (1,069 人) 区分 4：14.6% (536 人)
地域移行に関するご本人のニーズ	今いる施設で生活したい：64.1% (781 人) 違うところで生活したい：20.5% (250 人) ※うち、入所施設等を除く、自宅・グループホーム・公営住宅・アパートへの移行希望者（177 人）
地域移行に関するご家族のニーズ	施設での生活を希望：67.2% (2,593 人) 地域での生活を希望：3.3% (129 人)
現在の地域のサービス利用による地域移行の可否（職員の判断）	可能：12.5% (484 人) 困難：63.0% (2,432 人)
地域移行に当たり不足しているサービスや支援	24 時間ケア（見守り）が行える体制：76.6% (1,455 人) 本人を理解し継続的にかかわる人材：54.6% (1,037 人) グループホーム（身体介護・夜間支援あり）：53.4% (1,014 人)
特に調整を要する事項（課題）	ご家族の理解と協力：57.4% (2,215 人) ご本人が意思を持つこと：38.8% (1,498 人) 入所施設における地域移行推進の意識の醸成・支援の充実：31.9% (1,231 人)

イ 障害者支援施設の必要入所定員総数

平成 29 年 4 月 1 日現在における入所定員総数は 69 施設 4,032 人となっています。

平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 % 以上を削減することを基本とする国の基本指針を踏まえ、本計画の計画期間の各年度における本県障害者支援施設の必要入所定員総数を、次のとおり設定します。

なお、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設（3 施設 181 人）及び名古屋市総合リハビリテーションセンター（50 人）を除いて設定しています。

【必要入所定員総数】（図表 50）

区 分	29 年 4 月 1 日現在	30 年度	31 年度	32 年度
総 数（人）	4,032	4,006	3,979	3,952

（3）目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

地域生活への移行を進めるに当たっては、施設に入所している人が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動を行うほか、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面からの支援が必要です。

地域の取組としては、住まいの場や日中活動の場などの社会資源の計画的な整備、地域住民の障害や障害のある人に対する理解や、地域で生活していくための相談支援体制による継続的な支援が不可欠です。具体的には、中心的な住まいの場となるグループホームの整備及びグループホーム利用者の金銭的負担を軽減するための支援、障害の重い人へのサービスの充実、短期入所等の緊急時に対応できる体制の整備、愛知県障害者差別解消推進条例に基づく取組等を通じた地域住民の理解の促進など、地域生活移行策の推進が必要です。さらに、定期的な障害福祉サービス利用の見直し等、地域定着のための相談支援体制の充実も求められます。

また、現在施設に入所している人及びその家族が地域での生活を具体的にイメージできる機会の提供や、実際に地域で生活している障害当事者の方などと連携した地域生活への移行の推進方策について検討していく必要があります。

これに加え、入所施設などを利用していただ方に対して、定期的な巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助を活用し、障害のある人が望まれる地域生活への移行を支援していく必要があります。

(4) 本計画期間の取組

○ 入所施設の取組の強化

地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、施設入所中から移行後の地域生活を想定した日常生活、健康管理、金銭管理などの生活訓練を計画的に実施することが重要です。そのため、一人ひとりの状態・意向に合わせてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対して、研修（現任者研修、専門コース別研修）を実施するなど、計画の質の向上に努め、地域生活移行に向けた施設の取組を支援していきます。

障害者入所施設の報酬については、定員区分により、段階ごとに報酬単価に違いがあり、よりきめ細かなサービスを提供できる定員数の少ない区分ほど報酬単価が高く設定されています。

今後の施設の効率的な運営に向けての検討に資するため、このことについて、周知を図ります。

○ 住まいの場の確保

福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害のある人の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、拡充する必要があります。

このため、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費用の助成を引き続き行います。

なお、グループホームの利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）に1万円を上限として家賃を対象とする補足給付が行われ、経済的負担が軽減されます。

また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば、寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図っていきます。

あわせて、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、グループホーム整備促進支援制度を推進していきます。

さらに、市町村の実施する福祉ホームの運営についても、引き続き支援していきます。

また、共同生活よりも1人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26年4月から創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に働きかけるとともに、自立生活援助を提供する事業所の確保と養成を図り、障害のある人が

望まれる地域生活への移行を支援します。

一般住宅へ入居する人への支援としては、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）や愛知県あんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

○ 日中活動の場の確保

NPO 法人などの多様な事業主体の新規参入を促し、生活介護や就労継続支援などのサービスの拡充に努めます。また、短期入所については、単独設置のみならず、他のサービスとの併用設置や、入所施設等の空床を利用した設置など、様々な形態により量的な整備を促進します。さらに、医療機関の協力を得て医療的ケアを提供できる事業者や質的な拡充も働きかけていきます。

○ 地域における理解の促進

障害のある人等を社会全体で支えるためには、障害についての知識や理解を深め、社会的バリアを取り除いていく必要があります。NPO と協働して身近な地域で講演会等を開催する県民理解促進事業の実施や「ヘルプマーク」を始めとする各種障害に関するマークの普及啓発を図るとともに、障害のある人等の芸術活動やスポーツの推進により、障害のある人等の活躍の場を広げ、障害の有無を超えた人々の交流を図ることで、地域における障害に対する理解の促進を図っていきます。

○ 愛知県障害者差別解消推進条例等に基づく取組

平成 28 年 4 月全面施行の「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を広く県民に周知し、県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が一体となって障害を理由とする差別の解消を推進していきます。

あわせて、平成 28 年 10 月公布・施行の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、障害のある人等のコミュニケーション環境の充実を図ります。

○ 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援

心身障害者コロニーについては、高度で専門的、かつ広域的な支援に特化し、地域で生活する障害のある方々が必要な時に専門的な医療・療育を受けられる拠点となる医療療育総合センター（仮称）として整備するとともに、青い鳥医療療育センター、第二青い鳥学園改築後の三河青い鳥医療療育センター及び「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設を地域の拠点施設として、短期入所や日中支援サービスを行い、重度の障害のある在宅の人への支援の充実を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が身近な地域で短期入所を利用できるように、福祉型短期入所事業所における受入体制の強化に対し助成を行います。加

えて、平成 24 年 4 月から、一定の研修を受けた介護職員は、一定の条件の下に喀痰吸引や経管栄養の医療行為を実施できることになり、登録特定行為事業者において医療的ケアが行われることになったため、県では、こうした事業者の拡充についても促進していきます。

さらに、障害のある人の重度化、高齢化を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の要となる「地域生活支援拠点等」について、設置主体となる市町村と連携を図り、整備に取り組んでいきます。

○ 地域生活の相談支援体制の整備・充実

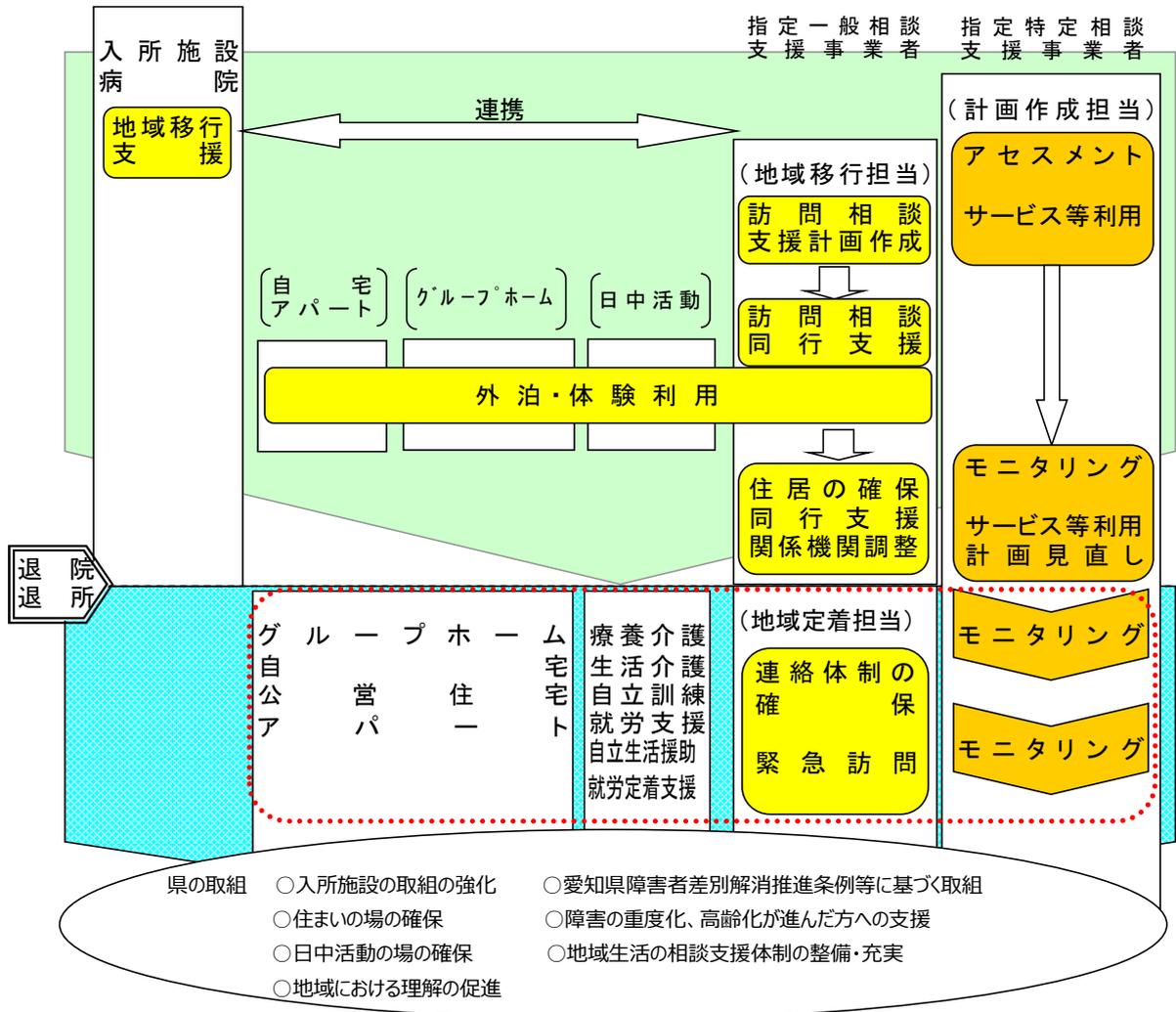
市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働・教育・医療等関連する分野の関係者等からなる協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス等利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めています。

県では、こうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援専門員を養成する相談支援従事者研修を実施するなどして、相談支援体制を担う人材の育成を行うとともに、相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うとともに、愛知県障害者自立支援協議会や障害保健福祉圏域会議（以下「圏域会議」という。）を開催するなど、市町村の相談支援体制の充実を支援していきます。

一方、県に障害者権利擁護センターを設置し、市町村との連携を図るとともに、相談支援窓口職員を対象とした障害者虐待防止、権利擁護研修を実施する等、障害者虐待の防止に取り組んでいきます。

さらに、成年後見制度利用推進に向けての研修を実施し、成年後見制度の普及啓発にも取り組んでいきます。

【地域生活への移行に向けた取組み】（図表 51）



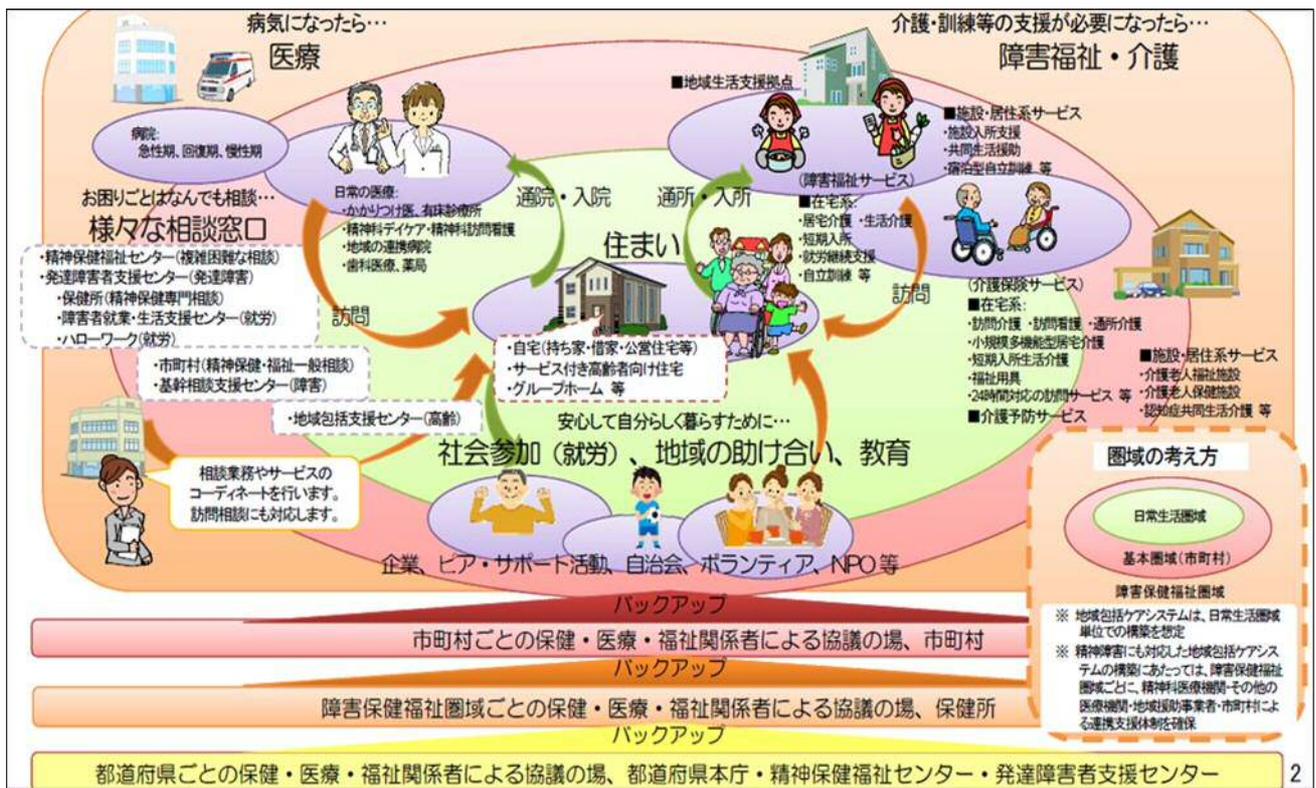
※入院患者はモニタリング対象ではないため精神科病院からの依頼を受けて地域移行支援につなげる。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26年3月7日厚生労働省告示第65号）を示し、入院中心の精神医療から精神障害のある人の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向けて、精神障害のある人に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めました。

また、平成29年2月にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策をより強力に推進するための新たな政策理念として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が打ち出され、本県においてもこの理念を踏まえ、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、取り組んでいきます。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図】（図表 52）



資料 厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第83回）

(1) 第4期計画までの評価

第1期計画、第2期計画では、国の基本指針を踏まえ、社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人全ての退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について目標値を定めました。しかしながら、厚生労働省は、「退院可能な精神障害者」は抽象的であり、客観的に分析・評価することが難しいとして、目標値の見直しを行い、第3期計画では、1年未満の入院者の平均退院率について目標を定めました。

第4期計画では、精神保健福祉法に基づき定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、第3期の目標に換えて、①平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率64%以上、②平成29年度における入院後1年経過時点の退院率91%以上、③平成29年6月末時点における在院期間1年以上の長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率18%以上とすることが基本とされたため、本県では、この指針に即して成果目標の設定を行いました。

第4期計画の実績は下記のとおりであり、早期退院の促進に係る成果目標は、ほぼ目標値どおりに推移している一方で、長期在院者の減少に係る成果目標については進捗が遅れています。この要因としては、早期退院の促進によって、新たな長期在院者（ニューロングステイ）の発生は減少しているものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことによるものと推測されます。

このような状況を踏まえ、今後、より一層の地域生活移行を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

【第4期計画での目標値と進捗状況】（図表53）

	目 標 値	進捗状況 (28年度実績)
成果 目標 ①	平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%とする	<u>63.0%</u>
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定	
成果 目標 ②	平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%とする	<u>91.4%</u>
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定	
成果 目標 ③	平成29年6月末時点の長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率を18%とする	<u>6.4%</u>
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定	

(2) 第5期計画の成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、第4期計画の成果目標に換えて、①圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、②市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)、④精神病床における早期退院率(入院後3か月、6か月、1年)が新たな成果目標とされました。

県では、この国の基本指針に即して、具体的な数値目標を次のとおり設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

本県 目標値	平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する
-------------------	--

② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

本県 目標値	平成32年度末までに全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する ※ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないこととする
-------------------	--

③ 精神病床における一年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

本県 目標値	平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数を2,772人、65歳未満の1年以上長期入院患者数を3,004人とする。
本県 目標値	(設定方法) 国の推計式により算出※ 1 1年以上長期入院者数(65歳以上) $\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$ 2 1年以上長期入院者数(65歳未満) $\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$ 3 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数) $\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$ (変数 $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ は $\alpha=0.85$ 、 $\beta=0.96$ 、 $\gamma=0.98$ とする)

※この算定式において、 A_1 、 A_2 、 A_3 、 A_4 、 B_1 、 B_2 、 B_3 、 C_1 、 C_2 、 α 、 β 、 γ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- A_1 精神病床における入院期間が1年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- A_2 精神病床における入院期間が1年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- A_3 精神病床における入院期間が1年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- A_4 精神病床における入院期間が1年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- B_1 当該都道府県の区域における、平成32年における65歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口
- B_2 当該都道府県の区域における、平成32年における65歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口
- B_3 当該都道府県の区域における、平成32年における性別及び年齢階級別の推計人口

- C₁ 精神病床における入院期間が1年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- C₂ 精神病床における入院期間が1年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率
- α：精神病床における入院期間が1年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として0.8から0.85までの間で都道府県知事が定める値
- β：1年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.95から0.96までの間で都道府県知事が定める値
- γ：1年当たりの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.97から0.98までの間で都道府県知事が定める値

これにあわせて、本県における「平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」（以下「地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）」という。）を次のとおり設定し、愛知県地域保健医療計画等と整合性を図りながら、地域における基盤整備を進めていきます。

【入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値と関連する計画】

（図表 54）

目標項目	平成32年度末		関連する計画
精神病床における慢性期(1年以上)入院需要(患者数)	5,776人	⇔	地域保健医療計画
精神病床における慢性期入院需要(65歳以上患者数)	2,774人		
精神病床における慢性期入院需要(65歳未満患者数)	3,002人		
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	1,424人	⇔	地域保健医療計画 介護保険事業(支援)計画 市町村障害福祉計画
地域移行に伴う基盤整備量(65歳以上利用者数)	639人		
地域移行に伴う基盤整備量(65歳未満利用者数)	785人		

＜目標イメージ図＞



④ 精神病床における早期退院率

本県 目標値	平成32年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする (1) 入院後3か月時点の退院率：69%以上 (2) 入院後6か月時点の退院率：84%以上 (3) 入院後1年時点の退院率：90%以上
-------------------	--

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

目標を達成するに当たっては、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場で精神病床における入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値を共有し、入院中から地域生活移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保の支援やグループホーム等の住まいの場、日中活動の場、デイ・ケア、訪問系サービス、ショートステイなどの社会資源を計画的に整備していくことが求められます。

また、入院患者の退院に対する意識を高めることや家族の理解及び協力を得ることのほか、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であるため、精神障害者に対する差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組等の啓発・広報活動が必要です。

(4) 本計画期間の取組

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

平成32年度末までに全ての圏域及び市町村ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を新規又は既存の会議や協議会等に設置することを目指します。

また、保健、医療、福祉関係者による協議の場で精神病床における入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値及び先進的な取組を実施している自治体等の情報を共有し、地域特性を勘案した取組を支援していきます。

○ 地域生活への移行に向けた支援

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、圏域の地域移行・地域定着支援推進のための体制整備や多機関多職種が連携し一体的に取組めるよう保健所、基幹相談支援センター、地域アドバイザー等の人材育成に取り組みます。

また、保健所のスタッフが、医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、相談支援事業者や精神科病院ケースワーカーと連携しながら、地域生活移行に向けた支援や継続的な相談支援を行い、入院中の精神障害のある人がスムーズに地域生活移行に取り組めるように支援していきます。

早期退院に向けた取組を促進するため、第4期計画に引き続き医療と福祉の双方の関係者を対象とする合同研修会を開催していきます。

○ 地域定着のための支援

地域生活へ移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、診療を受ける必要があるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院して病状が不安定な者に対して、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）

などの適切な支援を行うことが重要となります。

地域で生活するために必要な医療のアクセスを確保するために、保健所を中心とした医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を目指していきます。

○ 住まいの場の確保

グループホームの整備等について、「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4)本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述があるとおり、その拡充を図っていきます。

さらに、家庭、アパート等の家主、グループホーム等移行先との調整が重要となりますので、この役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を市町村とともに推進していきます。

○ 日中活動の場の確保

「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4)本計画期間の取組 ○日中活動の場の確保」に記述したとおり、障害福祉サービスの質量両面の拡充に向けた取組を進めていきます。

さらに、生産活動・創作的活動や交流活動の機会を提供する場の確保は一定程度進んだものの、地域によって格差があることから、遅れている地域においてデイ・ケア施設の整備や、訪問系サービス、ショートステイの充実に努めるとともに、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人に対するサービス提供についても一層働きかけていきます。

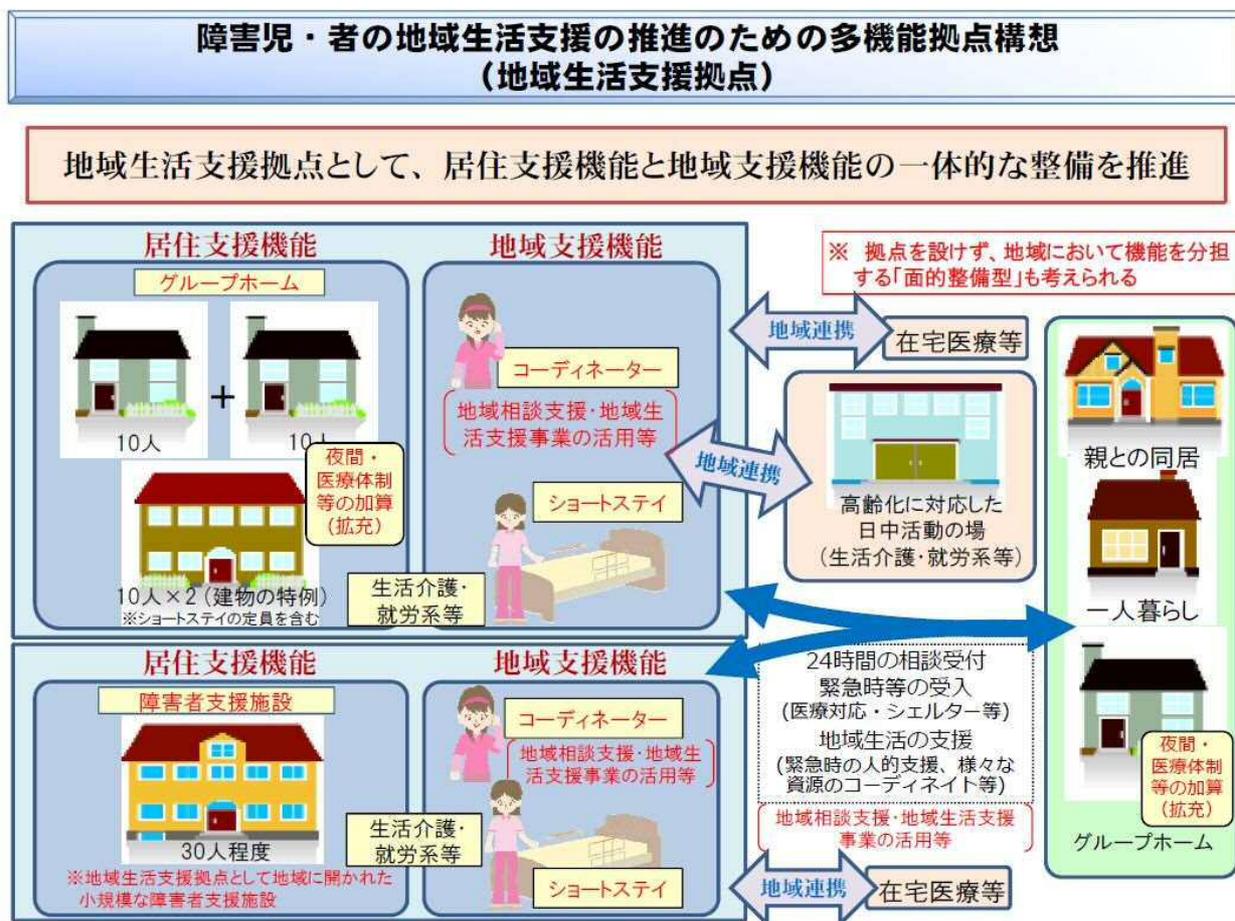
○ 地域における理解の促進

市町村や関係団体とともに、地域における精神障害についての理解の促進に努めてきましたが、いまだ十分とは言えない状況であることから、「第4章 - 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4)本計画期間の取組 ○地域における理解の促進、○愛知県障害者差別解消推進条例等に基づく取組」に記述した取組に加え、市町村や地域家族会等と連携し、精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解が広まるよう、努めていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という）の整備については、障害のある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害のある人等やその家族の緊急事態に対応を図ること等を目的に、第4期計画から成果目標として新設されたものであり、引き続き、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

(図表 55)



(1) 第4期計画までの評価

第4期計画の国の基本指針では、平成29年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に、地域生活支援拠点等を少なくとも1か所整備することが基本とされ、本県では、この指針に即して、目標の設定を行いました。

平成28年度末までの実績としては、面的整備で、名古屋市及び豊橋市で1か所ずつ整備されましたが、他の市町村では整備中となっています。

これは、地域生活支援拠点等に必要な機能（①「相談」、②「緊急時の受け入れ・対

応)、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」のうち、②「緊急時の受け入れ・対応」や③「体験の機会・場」の機能の確保が難しく、市町村における整備が進んでいないという状況があります。

このような状況を踏まえ、県は、未整備の市町村に対して、早期に地域におけるニーズの把握や課題の整理を働きかけ、積極的な整備を促進していく必要があります。加えて、既整備の市町村に対しては、その拠点等が必要な機能を発揮できるよう、体制の構築等について働きかけていく必要があります。

(2) 第5期計画での成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することが基本とされています。

本県では、この国の基本指針に即して、具体的な数値目標を次のとおり設定し、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

本県 目標値	平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する。
-------------------	--

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

地域生活支援拠点等の整備については、地域での課題に応じて、小規模な障害者支援施設やグループホームを核として、相談機能、地域支援機能、在宅医療等との連携などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて設置主体である市町村が検討を進める必要があります。県としては、それをバックアップするため、他の市町村や圏域における事例の情報提供等を行うとともに、単独での設置が難しい市町村に対しては、圏域での設置に向けて、圏域内の市町村間の連携を支援していく必要があります。

(4) 本計画期間の取組

圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携し、各圏域会議や地域自立支援協議会の場を活用し、市町村の取組状況を集約しながら、市町村、圏域ごとの整備について働きかけていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成18年4月には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、さらに平成21年には中小企業における障害のある人の雇用の促進を図るための同法の改正が行われ、障害のある人への就労支援策の拡充が図られるとともに、平成25年4月に「障害者優先調達法」が施行され、国や地方公共団体等に物品等の調達方針の作成や実績の公表等が義務付けられました。

また、平成30年4月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加えられること等により、障害のある人の法定雇用率が引き上げられ(例えば民間企業は2.0%から2.2%に引き上げ)、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上になります。

このような状況下で、県は、就労移行支援事業等の実施や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な福祉施設利用者も地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業

※一般就労に移行した者とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援（A型）の利用者になった者は含みません。

(1) 第4期計画までの評価

国の基本指針を踏まえ、第1、2期計画では、福祉施設から一般就労への移行者数（以下「一般就労移行者数」という。）について成果目標の設定を行い、第3期計画では、これに加え、福祉施設における就労支援を強化する観点から、福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数について成果目標を設定していました。

第4期計画の国の基本指針では、第3期計画と同様に、一般就労移行者数及び就労移行支援事業の利用者数について成果目標を設定するとともに、新たに就労移行支援事業所における就労移行率に関する成果目標を定めることとされました。

具体的には、①平成29年度における年間一般就労移行者数を平成24年度実績の2倍にする、②平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を平成25年度末実績から6割増加させる、③平成29年度末における就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることが基本とされたため、本県では、この指

針に即して、目標の設定を行いました。

実績は下記のとおりですが、本県においては、特に一般就労移行者数について、年々増加傾向にあり、ここ数年大きく増えております。また、特別支援学校高等部卒業生の進路動向を見ても、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

一方、受け入れ側となる民間企業の状況に目を向けると、平成 28 年 6 月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.85%と 47.2%で、ともに全国平均を下回っています。

このような状況を踏まえ、引き続き、労働・教育・医療等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、就労支援策や職域の拡大等について検討していく必要があります。また、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人の一般就労を進めていく必要があります。

さらに、一般就労した後に、継続的に働くことができるよう、職場定着支援についても充実させていく必要があります。

【第 4 期計画での目標値と進捗状況】(図表 56)

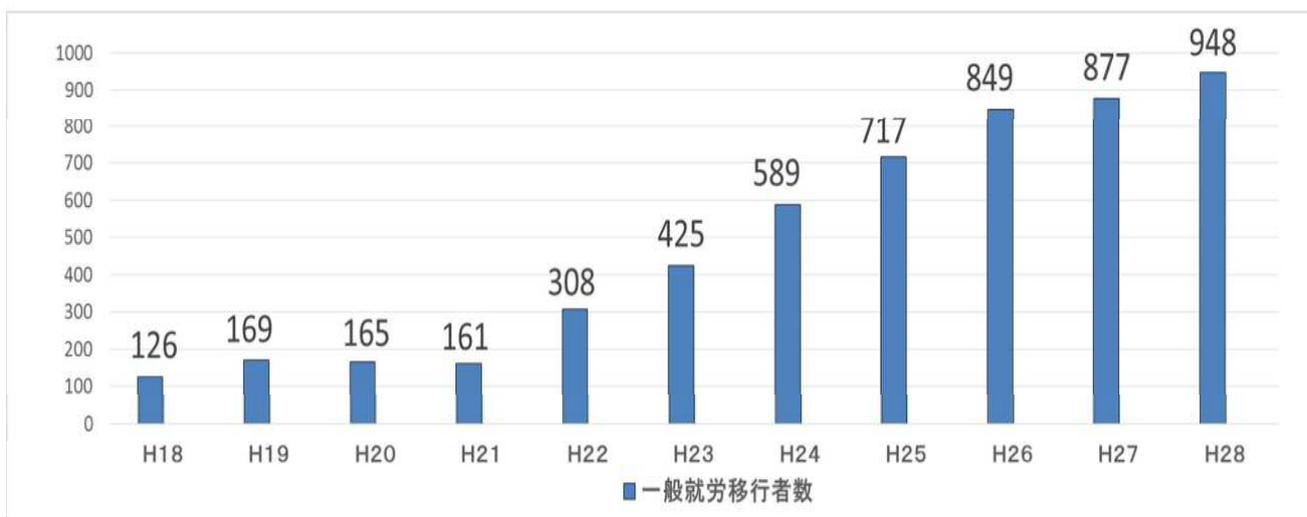
	目 標 値	進捗状況 (28 年度実績)
成果 目標 ①	平成 29 年度末における年間一般就労移行者数を 1,178 人とする (設定方法) 国の基本指針に即して、平成 24 年度末における年間一般就労移行者数(589 人)の 2 倍とする	948 人 (※) (進捗率：80.5%)
成果 目標 ②	平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数を 2,374 人とする (設定方法) 国の基本指針に即して、平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数(1,484 人)の 1.6 倍とする	1,702 人 (進捗率：71.7%)
成果 目標 ③	平成 29 年度末における就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする (設定方法) 国の基本指針に即して設定	4.8 割 (進捗率：96.0%)

※平成 28 年度一般就労移行者 948 人の主な障害種別については、身体 89 人、知的 221 人、精神 504 人、発達障害 98 人、難病 6 人、重複 30 人となっている。

【福祉施設（障害福祉サービス）からの一般就労移行者の状況（28年度）】（図表 57）

	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
		A型	B型		機能訓練	生活訓練	
就労者数	666人	167人	83人	9人	2人	21人	948人

【これまでの一般就労移行者数の推移】（図表 58）



【特別支援学校高等部卒業生の状況（平成28年5月1日現在）】（図表 59）

区分	愛知県	全国
福祉施設等の利用割合	55.8%	66.8%
就職割合	39.9%	29.4%

※県立の特別支援学校における数値

【民間企業における障害者の実雇用率（平成28年6月1日現在）】（図表 60）

区分	愛知県	全国
実雇用率	1.85%	1.92%
法定雇用率達成企業	47.2%	48.8%

(2) 第5期計画での成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、第4期計画と同様に、一般就労移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所における就労移行率について成果目標を設定するとともに、平成30年度から、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援事業が新設されることを踏まえ、職場定着率に関する成果目標を設定することが基本とされました。

国が基本として示す、これらの4つの成果目標の具体的な内容は以下のとおりです。

① 福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加

平成32年度における年間一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする（第4期計画で未達成見込がある場合は、それを含めること）

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加させる（第4期計画で未達成見込がある場合は、それを含めること）

③ 就労移行支援事業所における就労移行率の向上

平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上を達成する事業所を全体の5割以上とする

④ 職場定着率の向上

平成31・32年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする

本県では、この国の基本指針に即して、具体的な数値目標を次のとおり設定し、福祉利用者の一般就労への移行等を進めていきます。

① 福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加

本県 目標値	平成32年度における年間一般就労移行者数を1,422人とする
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度の一般就労移行者数(948人)の1.5倍 ただし、第4期計画未達成見込分(159人)は含まない。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

本県 目標値	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を2,042人とする
	(設定方法) 国の基本指針に即して、平成28年度末就労移行支援事業の利用者数(1,702人)の1.2倍 ただし、第4期計画未達成見込分(434人)は含まない。

③ 就労移行支援事業所における就労移行率の向上

本県 目標値	平成 32 年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上を達成する事業所を全体の 5 割以上とする
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定

④ 職場定着率の向上

本県 目標値	平成 31・32 年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする
	(設定方法) 国の基本指針に即して設定

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、まず、福祉施設における利用者に対する一般就労に向けた支援を促進する必要がある、生産活動や職場体験などの機会の提供、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援に取り組む事業者の育成と量的確保が必要です。

さらに、職場定着に関しては、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行い、継続的な就労につなげる就労定着支援について、当該事業に取り組む事業者の確保やサービスの質の確保を進めていく必要があります。

また、一般就労への移行の促進及び職場定着には、労働分野の施策の強化も重要です。具体的には、職業能力の開発のための訓練の場の充実や、事業主等への障害のある人の雇用に関する啓発等が必要とされます。そして、労働関係機関の現行の様々な就労支援策が積極的に活用されるよう、県や国の労働局などの関係機関が一層連携を強化することが特に求められます。

一方で、一般就労へ移行することが困難な人の働く場の確保も必要です。また、福祉施設における工賃の向上施策を推進する必要があります。

(4) 本計画期間の取組

○ 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場探し、職場定着支援などの取組を、地域における就労支援のネットワークを活用して、促進していきます。

○ 就労移行支援事業者等の確保及び質の向上

サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、就労移行支援や就労継続支援等に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の向上（一般就労に結びつける能力の強化）を図るとともに、これらを通じて、新サービスである就労定着支援の周知を図り、事業者の確保に努めていきます。

また、障害のある人が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかけていきます。

○ 職業能力開発支援

県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO 法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

○ 企業等に対する働きかけ・支援

障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催を通じた雇用促進、「障害者雇用企業サポートデスク」による電話相談や個別支援などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化し、就労及び定着を推進します。

さらに、平成 29 年度に新設した本県独自の「中小企業応援障害者雇用奨励金制度」により、初めて障害のある人を雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害のある人を雇用する際の企業負担の軽減を図り、企業側の受け入れ体制への支援を行います。

○ 労働関係機関の就労支援策の活用

福祉施設から一般就労への移行を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援や、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル

雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)、委託訓練事業等の雇用施策を、障害のある人に積極的に活用していただくことが必要です。

様々な就労支援策が活用されるように、就労移行支援事業者等の確保・育成を図る健康福祉部と、障害のある人の雇用の促進を図る産業労働部の一層の連携を図りつつ、国の機関である愛知労働局や愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、地域における就労支援のためのネットワーク化を進め、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めます。

○ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。

なお、福祉施設利用者の工賃水準は全国的にも低い状況にあります。福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上や技術向上などを図り、一般就労へつなげるため、官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行う必要があります。このため販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び福祉施設の職員研修の実施等により工賃向上のための取組を推進していきます。

また、障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進していきます。

○ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校では小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。

また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。

【福祉施設の平均月額工賃(賃金)の状況(平成28年度)】(図表61)

区分	就労継続支援事業(A型)	就労継続支援事業(B型)
平均(実績)		

【福祉施設の平均月額工賃(賃金)(平成27年度)全国との比較】(図表62)

区分	就労継続支援事業(A型)	就労継続支援事業(B型)
全国		
愛知県		

【障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注の状況】（図表 63）

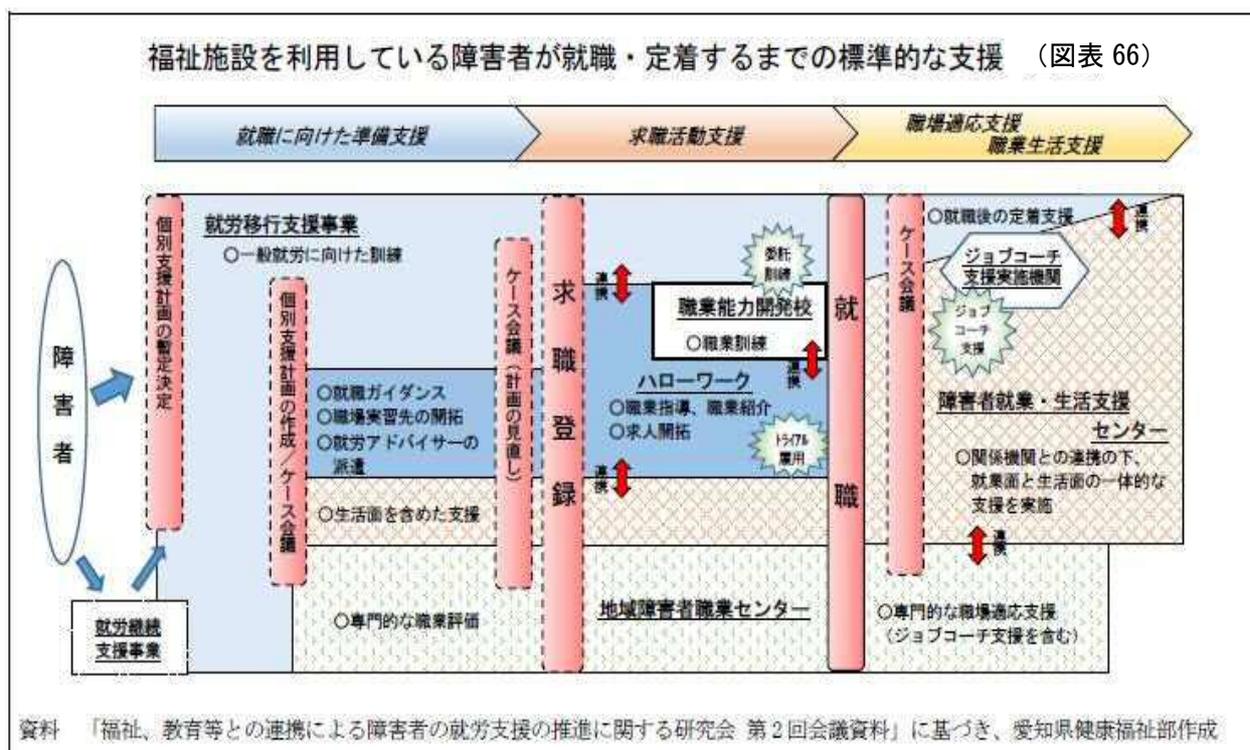
年 度	件 数	金 額（千円）
平成 23 年度	318 件	44,554
平成 24 年度	275 件	24,366
平成 25 年度	314 件	25,202
平成 26 年度	134 件	15,114
平成 27 年度	79 件	10,600

【障害者就労施設等からの物品等の調達実績（愛知県）】（図表 64）

年 度	件 数	金 額（千円）
平成 25 年度	88 件	4,586
平成 26 年度	220 件	7,268
平成 27 年度	223 件	5,993
平成 28 年度	263 件	7,497

【障害者就労支援施設等が供給する物品や役務・生産活動の主な内容】（図表 65）

物品	①事務用品・書籍、②食料品・飲料、③小物雑貨、④その他の物品
役務	①印刷、②クリーニング、③清掃・施設管理、④情報処理・テープ起こし、⑤飲食店等の運営、⑥その他のサービス・役務



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもへの支援に当たっては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、提供体制の構築を図ることが重要です。

本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

【子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)】(図表 67)



資料 愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

注2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、子育てや教育関係機関等が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、重症心身障害児や医療的ケア児といった特別な支援が必要な障害のある子どもへの支援体制の整備も必要です。

第5期計画の国の基本指針では、新たに障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標が追加されたところであり、本県では、その目標の達成に向けた取組を通じて、障害のある子どもの健やかな育成を支援していきます。

(1) 第5期計画での成果目標の設定

第5期計画の国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実や主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について成果目標として設定することが基本とされました。

国が基本として示す、これらの3つの成果目標の具体的な内容は以下のとおりです。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設定でも差し支えない）

また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での確保でも差し支えない）

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない）

本県では、この指針に即して、具体的な成果目標を次のとおり設定し、障害児支援の提供体制の整備等を進めていきます。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

本県 目標値	(1) 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する ※ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととする
	(2) 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本県 目標値	平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する ※ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととする
-----------	--

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本県 目標値	平成 30 年度末までに、各都道府県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
-----------	---

(2) 目標達成のために必要と考えられる施策の方向性

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付け、未設置の市町村に対して、より一層設置について働きかけていくことを通じて、設置した児童発達支援センター等が保育所等訪問支援を実施することなどにより、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めていきます。

また、重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害のある子どもが、身近な地域において、医療や療育が受けられる体制の整備に向けて、事業者への働きかけを通じて、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者の育成と量的確保を図っていきます。これにあわせて、重症心身障害児等のための施設や病床の整備など、地域における拠点施設の整備を進めていくとともに、その拠点施設を中心に短期入所や日中支援サービスを行い、在宅支援の充実を図っていきます。

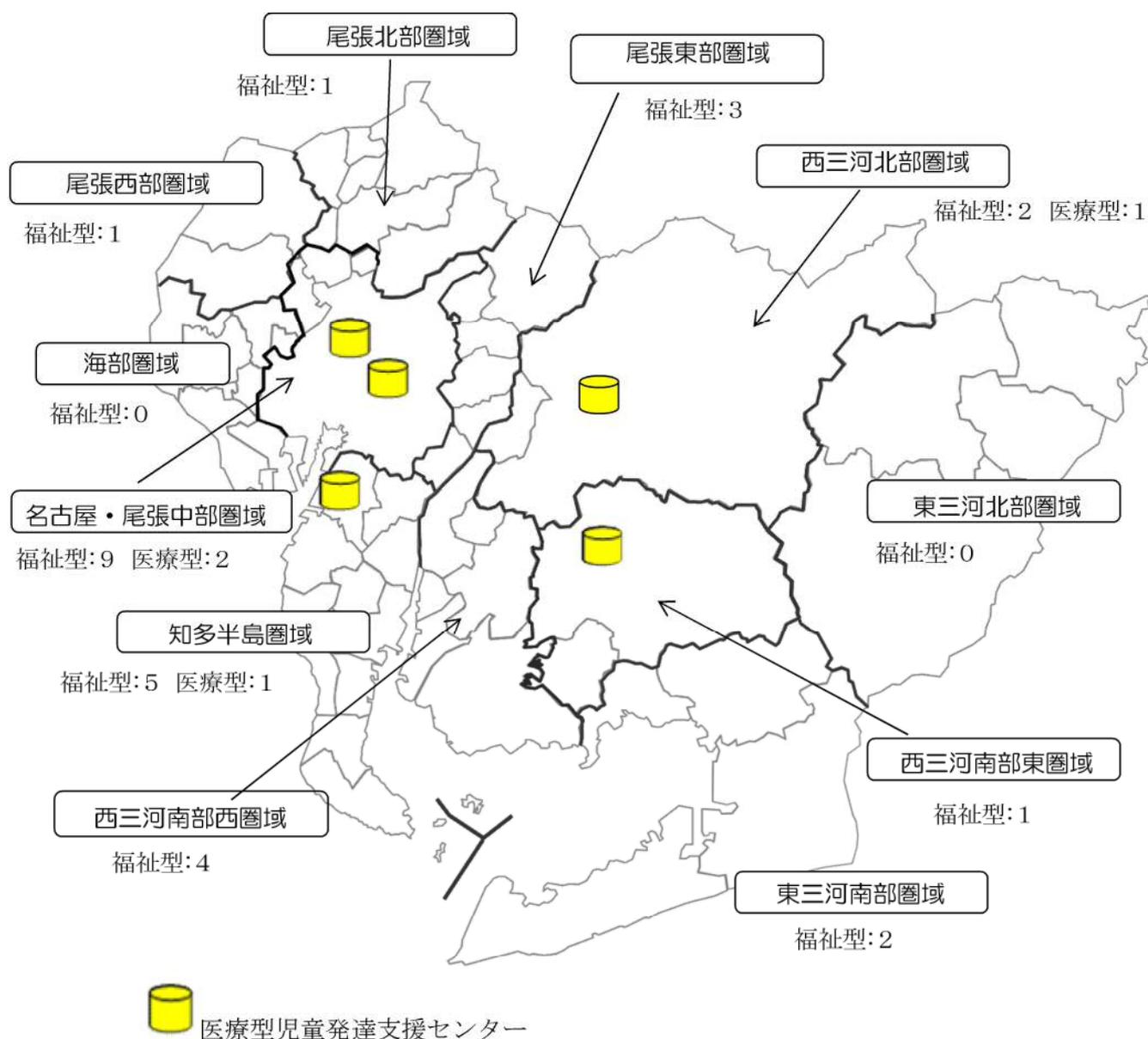
さらに、医療的ケア児が、その心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、

教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を進めていきます。

また、国の基本指針では、成果目標として設定することは求められていませんが、発達障害のある子どもへの支援体制の充実も必要です。平成24年に実施された文部科学省の調査によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が得られています。

これらの子どもたちに対しては、発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害に関する診断ができる医師や支援に関わる専門的技術を持つ人材の養成など、各地域における支援体制の充実を図っていきます。

【児童発達支援センターの設置状況（平成29年4月1日現在）】（図表68）



【医療型児童発達支援センター（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 69）

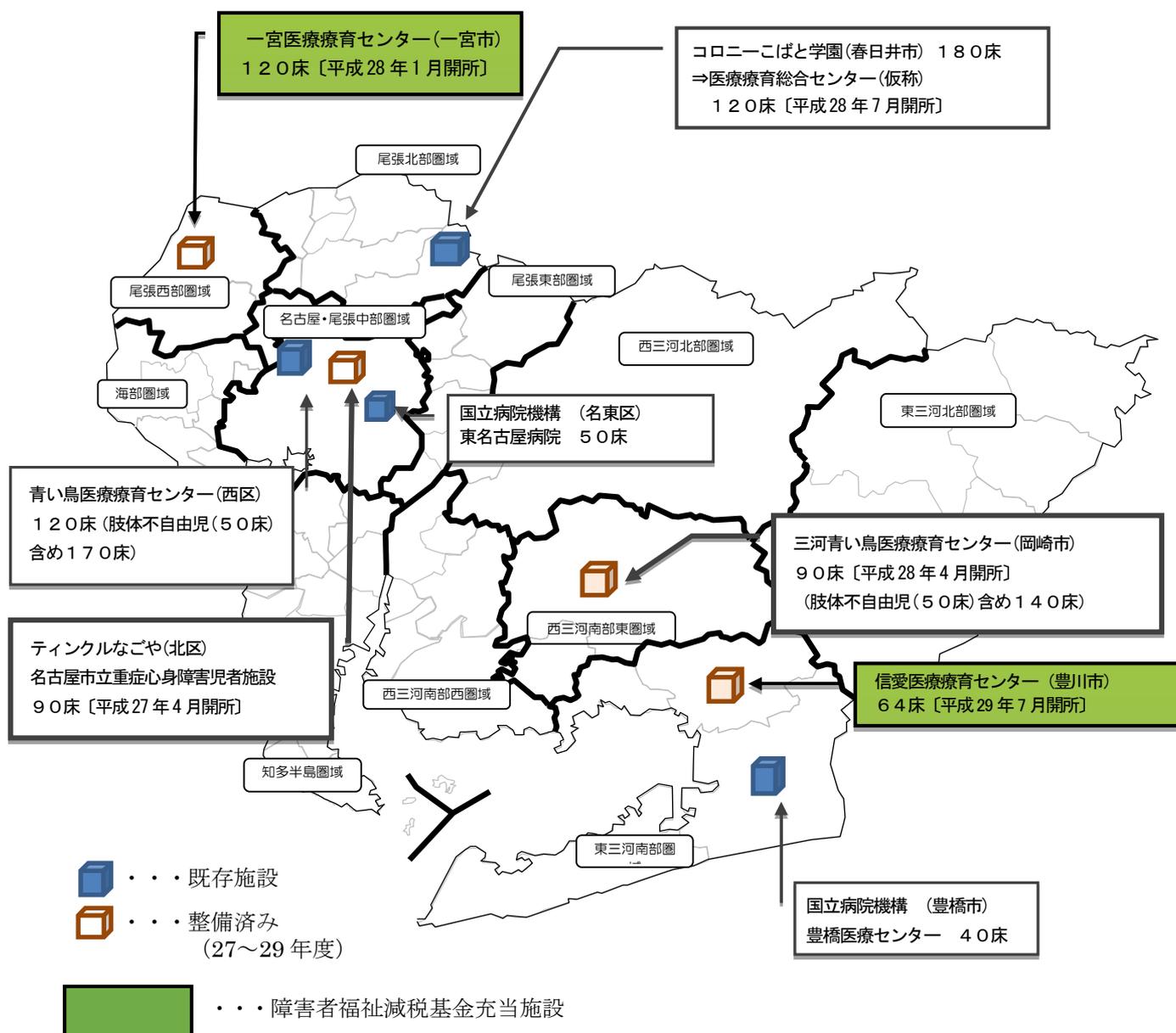
施設名	所在地	定員
愛知県青い鳥医療療育センター	名古屋市西区中小田井 5 丁目 89 番地	20
愛知県三河青い鳥医療療育センター	岡崎市高隆寺町字小屋場 9 番地 3	20
名古屋市中央療育センター（わかくさ学園）	名古屋市昭和区折戸町 4-16	40
豊田市こども発達センターたんぽぽ	豊田市西山町 2-19	40
あすなろ学園※	東海市加木屋町泡池 3-2	40
（計 5 施設）		160

※平成 29 年 7 月 1 日から福祉型児童発達支援センター（定員 20 名）に変更。

【福祉型児童発達支援センター（平成 29 年 4 月 1 日現在）】（図表 70）

施設名	所在地	定員
名古屋市中央療育センター（すぎのこ学園）	名古屋市昭和区折戸町 4-16	30
名古屋市中央療育センター（みどり学園）	名古屋市昭和区折戸町 4-16	30
名古屋市北部地域療育センター	名古屋市西区新福寺町 2-6-5	40
名古屋市西部地域療育センター	名古屋市中川区小本 1-20-48	40
東部地域療育センターぽけっと	名古屋市千種区猫洞通 1-15	40
南部地域療育センターそよ風	名古屋市南区三吉町 6-17	50
発達支援センターあつた	名古屋市熱田区神宮 4-9-12	36
発達センターちよだ	名古屋市守山区小幡千代田 24 番 17	20
さわらび園	名古屋市千種区新池町 1-18-2	40
豊橋あゆみ学園	豊橋市高師町字北原 1-104	30
豊橋市立高山学園	豊橋市多米町字野中 152	40
こども発達支援センター	岡崎市欠町字清水田 6 番地 4	35
一宮市立いずみ学園	一宮市浅井町西浅井式軒家 58 番地	33
のぞみ学園	瀬戸市原山町 1-14	30
つくし学園	半田市東洋町 3-23	48
春日井こども学園	春日井市熊野町 3150	30
しげはら園	刈谷市下重原町 3-32	30
こども発達支援センターひかりっこ	刈谷市小山町 5-1-3	20
豊田市こども発達センターひまわり	豊田市西山町 2-19	50
豊田市こども発達センターなのはな	豊田市西山町 2-19	30
サルビア学園	安城市和泉町向 7 番地	40
白ばら学園	西尾市室町中屋敷 95 番地	48
ちよがおか	常滑市千代ヶ丘 2-15	30
カトレア学園	東海市荒尾町油田 48-7	30
大府市発達支援センターおひさま	大府市江端町 6-19	30
知多市立やまもも園	知多市岡田字太郎坊 15-1	30
児童発達支援センター楽田 RAKUDA	尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘 5749 番地 1	20
日進市子ども発達支援センターすくすく園	日進市竹の山 4 丁目 301	50
（計 28 施設）		980

【重症心身障害児者入所施設(医療型障害児入所施設)の整備状況】(図表 71)



(3) 本計画期間の取組

○ 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実

市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内13か所の支援・拠点施設において実施するなどのほか、子育て支援関係施策とも連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害児支援に取り組みます。

○ 重症心身障害児に対する支援体制の構築

重症心身障害児者が、できる限り身近な地域で必要な医療や療育などの支援を受けられる体制づくりをさらに進めるため、平成 26 年度に創設した「障害者福祉減税基金」を活用し、民間法人による地域における医療・療育の拠点となる施設の整備を支援します。

なお、支援体制の構築に当たっては、平成 26 年度に実施した重症心身障害児者を対象とした実態調査の結果及び、既存施設の運営状況を参考に進めていきます。

また、サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者の育成と量的確保を図ります。

○ 医療的ケア児に対する支援体制の構築

医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、協議の場を設置するとともに、市町村に対しても、協議の場の設置について働きかけていきます。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターの配置について市町村に働きかけるとともに、県は、その人材の養成に努めます。

○ 愛知県心身障害者コロニーの再編整備

愛知県心身障害者コロニーについては、高度で専門的、かつ広域的な支援に特化し、地域で生活する障害のある方々が必要な時に専門的な医療・療育を受けられる拠点となる医療療育総合センター（仮称）に再編整備します。

また、同センターを中心とした発達障害医療関係者及び重心療育関係者で構成する「発達障害医療ネットワーク」及び「重心療育ネットワーク」の構築・充実を図っていきます。

重症心身障害児者療育ネットワークについては、引き続き、県内全ての医療型障害児入所施設関係者等を構成員とする会議において、重症心身障害児者に関する地域の課題に対し、幅広く情報共有のうえ、広域的な調整を行います。

さらに、この会議の提言を踏まえて、重症心身障害児者に対応できる短期入所等の事業者の情報など社会資源に関する情報収集と発信を行うほか、地域における医療機関や障害福祉サービス事業所等の連携強化を図ります。

○ 発達障害のある子どもの支援体制の充実

県は、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、全市町村に配置できるよう養成します（名古屋市は独自で養成するため除く）。

また、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。

○ 経済的負担の軽減

家庭において精神又は身体の障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度の障害のある方に在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当等を引き続き支給し、経済的負担の軽減を図ります。

【平成 26 年度重症心身障害児者実態調査について】（図表 72）

1 調査の目的

重症心身障害児者やその家族が必要としている支援内容を調査し、支援体制の検討のための基礎資料とする。

2 調査の方法

重症心身障害児者を把握している行政機関（児：児童相談所、者：市町村）から対象者名簿（平成 26 年 4 月 1 日現在）を入手し、県から対象者（名古屋市除く）へ郵送によりアンケート調査を実施

（1）有効回答率

区 分	重 症 心 身 障 害 児 者 数	有 効 回 答 数	有 効 回 答 率
全 体	1,929 人	1,328 人	68.8%
うち在宅	1,474 人	985 人	66.8%
うち施設入所	455 人	322 人	70.8%

（2）調査結果（抜粋）

項 目	結 果
本人の平均年齢	28.8 歳
主な介護者	母親 89.1% (878 人) 父親 3.9% (38 人)
主な介護者の平均年齢	52.3 歳
短期入所の利用状況	利用していない 53.8% (530 人)
	毎月利用している 20.8% (205 人)
	時々利用している 20.3% (200 人)
短期入所を利用していない理由	利用できる施設が近くにない 38.7% (205 人)
	預けるのが不安 38.1% (202 人)
	必要がない 23.4% (124 人)
施設入所やグループホームへの入居希望	施設への長期入所希望 38.8% (382 人※)
	わからない 30.4% (299 人)
	グループホームへの入居希望 29.8% (294 人※)

※ 「施設への長期入所希望」と「グループホームへの入居希望」を重複して選んだ人が 110 人いる。

【愛知県心身障害者コロニーの再編整備について】（図表 73）

1 概要

昭和43年に開所した愛知県心身障害者コロニーについては、高度で専門的、かつ広域的な支援に特化し、地域で生活する障害のある方々が必要な時に専門的な医療・療育を受けられる拠点となる「医療療育総合センター（仮称）」として整備する。

医療療育総合センター完成図

2 規模

- 事業費：約 132 億円
- 延床面積 26,138 m²
- 病床数：267 床
（重心 120 床を含む）



3 組織・体制

※新センターの組織・体制等は、現在検討中
（29年10月下旬以降）

1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

障害のある人等がその能力と適性に応じ、安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応した障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が自分の希望に応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となり、平成24年の障害者総合支援法への改正で難病が対象に追加され、障害程度区分も障害支援区分に改められたところです。加えて、平成28年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新サービスが平成30年度から新設されることとされています。

本項目では、これまでのサービス提供の現状と課題を踏まえ、本計画の計画期間である平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援及び障害児支援等の実施に関する考え方及び必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策を定めました。

今後は、このサービス見込量及び確保策に基づき、県と市町村等が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、県全体のサービス見込量は、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

サービス全体の提供の現状について見てみると、多くの主要なサービスにおいて、その提供基盤は未だ不足している状態にあります。

サービスを提供する事業所が不足すると、利用者が必要なサービスを利用できない場合が生じます。また、利用できる場合でも、事業者についての選択の幅が狭まることとなります。

このため、事業者に対して、あらゆる機会を通じて障害福祉サービス事業への参入の働きかけを行うことが必要です。さらに、その従事者の研修参加を促すことにより、サービスの質の一層の向上を図るとともに、視覚障害、聴覚障害等の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。

(1) 訪問系サービス

① 第4期計画までの評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

平成28年度の利用状況は、県全体では見込量の近似値となっています。

各サービスの提供体制を見ると、居宅介護は全市町村に事業者があり、また、重度訪問介護は多くの市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつあるのに対し、行動援護は、事業者の参入がないところが多くあります。

また、利用者の高齢化、重度化に伴い、重度心身障害のある人が利用するサービスや重度障害者等包括支援のニーズが増加していると考えられますが、医療的ケアに対応できる事業所の不足により特定の事業所に利用が集中しています。

特に重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の1事業所のみとなっています。

【訪問系サービスの利用状況】(図表 74)

年度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①/②
28年度 (29年3月実績)	468,616 時間/月	500,170 時間/月	93.7%

② サービス見込量

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスですが、国の基本指針に即して、訪問系サービス一括での算定としています。

【訪問系サービスのサービス見込量】（図表 75）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	(名古屋)						
	(尾張中部)						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用時間の単位：時間/月

③ サービスの確保策

訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、福祉施設や精神科病院から地域生活への移行に伴い、量的・質的なニーズが高まることが予想されます。このため、引き続き、次のような確保策を進めていきます。

- 精神障害のある人を対象とした居宅介護事業が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を精神障害にも拡充していくよう、働きかけていきます。
- 重度の肢体不自由者及び重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護事業を実施することを目指し、働きかけていきます。

- 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護事業への参入を働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけていきます。
- 医療的ケアが必要な方の生活支援を確保するため、居宅介護事業者等に対して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行う喀痰吸引等事業への参入を働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 第4期計画までの評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所(福祉型・医療型)に、平成30年度からの新設サービスである就労定着支援を加えた9つに整理されています。

就労定着支援を除いた各サービスの利用実績は下表のとおりです。

全てのサービスにおいてその提供体制に地域偏在が見られますが、平成28年度における自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)を除いたサービスの利用実績は、見込量の近似値か見込量を上回っています。

なお、自立訓練(機能訓練)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して低くなっている理由としては、事業所が名古屋市の1事業所のみとなっていることが挙げられます。

また、就労継続支援(A型)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して相当量高くなっている理由としては、近年、事業所数が大幅に増加し、それに伴って利用者も増加したことが挙げられます。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表76)

サービスの種類	利用実績等①	見込量(計画値)②	①/②
1 生活介護	272,916 人日/月	271,500 人日/月	100.5%
2 自立訓練(機能訓練)	747 人日/月	1,332 人日/月	56.1%
3 自立訓練(生活訓練)	5,994 人日/月	5,670 人日/月	105.7%
4 就労移行支援	29,424 人日/月	34,326 人日/月	85.7%
5 就労継続支援(A型)	107,916 人日/月	95,076 人日/月	113.5%
6 就労継続支援(B型)	152,024 人日/月	136,632 人日/月	111.3%
7 療養介護	546 人/月	539 人/月	101.3%
8(1) 福祉型短期入所	17,507 人日/月	17,507 人日/月	96.6%
8(2) 医療型短期入所	959 人日/月	867 人日/月	110.6%

② サービス見込量

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害支援区分が3以上（50歳以上は2以上）の障害のある人が利用対象となります。

【生活介護のサービス見込量】（図表 77）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（機能訓練）サービス見込量】（図表 78）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（生活訓練）サービス見込量】（図表 79）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

福祉施設から一般就労への移行といった課題に対応するために制度化されたサービスであり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労移行支援のサービス見込量】（図表 80）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。一般就労に近い形態であり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労継続支援（A型）のサービス見込量】（図表 81）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援(A型)と異なり、雇用契約は結びません。

【就労継続支援（B型）サービス見込量】（図表 82）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	(名古屋)						
	(尾張中部)						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問あるいは来所により、必要な連絡調整や指導・助言を行うサービスです。

【就労定着支援のサービス見込量】（図表 83）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人日/月

ク 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【療養介護のサービス見込量】（図表 84）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

ケ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスで、障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保護施設において実施する医療型があります。

【福祉型短期入所のサービス見込量】（図表 85）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

【医療型短期入所のサービス見込量】（図表 86）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

③ サービスの確保策

障害のある人が安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、今後も、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 地域生活のセーフティーネット機能となる短期入所については、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されることから、入所施設等の空床利用などを促進し、サービス提供体制基盤の充実を図ります。
- 重症心身障害児者が、身近な福祉型事業所で短期入所を利用できるよう、看護師及び生活支援員等による支援体制の整備に要する経費を助成し、支援していきます。

(3) 居住系サービス

① 第4期計画までの評価

生活の場を提供する居住系サービスは、グループホーム及び施設入所支援に、平成30年度からの新サービスである自立生活援助を加えた3つに整理されます。

自立生活援助を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

各サービスとも見込量の近似値となっています。

グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤としての役割のほか、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての役割を担っており、潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスです。

さらに、在宅で生活する障害のある人の増加と、その介護を担っている親が高齢化していることを踏まえた「親亡き後」の生活の場としての必要性も高まっています。

【居住系サービスの平成28年度の状況】(図表87)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 グループホーム	4,458 人/月	4,382 人/月	101.7%
2 施設入所支援	4,236 人/月	4,114 人/月	103.0%

② サービス見込量

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していたが、一人暮らしを希望する障害のある人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や、訪問、電話、メール等による随時の対応により、必要な支援を行うサービスです。

【自立生活援助のサービス見込量】（図表 88）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

イ グループホーム

地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれていたものに、障害のある人に、主に夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護その他を行う、従来の共同生活介護（ケアホーム）が、平成26年4月1日から、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【グループホームのサービス見込量】（図表 89）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

ウ 施設入所支援

障害福祉施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、生活介護利用者のうち障害支援区分 4 以上の人（50 歳以上の場合は区分 3 以上）、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

【施設入所支援のサービス見込量】（図表 90）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

<再掲> 障害者支援施設の必要入所定員総数（●ページ参照）（図表 91）

（単位：人）

区 分	29 年 4 月 1 日現在	30 年度	31 年度	32 年度
総 数	4,032	4,006	3,979	3,952

③ サービスの確保策

自立生活援助については、一人暮らしを希望する福祉施設入所者等の地域生活への移行の促進につながるものであるため、今後、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図ります。

また、グループホームの具体的な確保策については、「第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述していますが、その概要は次図のとおりです。

グループホーム増加のための施策（図表92）

必要性

- ・入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人の居住の場としてのニーズ
- ・親等と一緒に暮らしている在宅の人の地域での自立した生活を求めるニーズ

設置に係る支援

- ・県有地の貸付
（県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱、県営住宅活用型地域福祉拠点化事業）
- ・市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可基準の改定（72頁参照）
- ・既存の戸建て住宅を活用する場合の建築基準法の規制緩和策の実施
（愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱）
- ・公営住宅等の活用
（グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領）
- ・グループホーム整備促進支援制度の実施
- ・整備経費の助成

利用者に対する支援

- ・家賃補助（上限1万円：市町村民税非課税の場合）

(4) 相談支援

① 第4期計画までの評価

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つに整理されています。

各サービスの利用実績については、下表のとおりです。

計画相談支援については、平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を作成することとなっており、利用実績は見込量を上回り、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が行える体制の整備が進んでいます。一方、施設入所者や精神科病院入院患者等の地域生活への移行を支援する地域移行支援や、地域での継続的な生活を支援する地域定着支援の利用実績は、見込量を大きく下回っており、引き続き、事業者の確保を進めるとともに、障害のある人や家族に対して、サービスの周知を図っていく必要があります。

また、相談支援に対するニーズは高く、相談支援は、障害のある人の心身の状況や生活環境、サービス利用の意向、支援する上での課題等を総合的にアセスメントし、サービス利用につなげていく重要な役割を担っており、対応できる質の高い人材育成が課題となっています。

このため、相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援専門員間の情報交換ができるネットワークづくりを進めていく必要があります。

さらに、精神障害のある人の相談については、対応していない相談支援事業者があり、その要因の一つとして、事業所職員の各種の障害特性に対する理解不足が挙げられていることから、研修体制の整備を含め相談支援従事者の質の向上について検討する必要があります。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表93)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 計画相談支援	7,232 人/月	6,452 人/月	112.1%
2 地域移行支援	27 人/月	160 人/月	16.9%
3 地域定着支援	71 人/月	176 人/月	40.3%

② サービス見込量

ア 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

【計画相談支援のサービス見込量】（図表 94）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

イ 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

【地域移行支援のサービス見込量】（図表 95）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

ウ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

【地域定着支援のサービス見込量】（図表 96）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

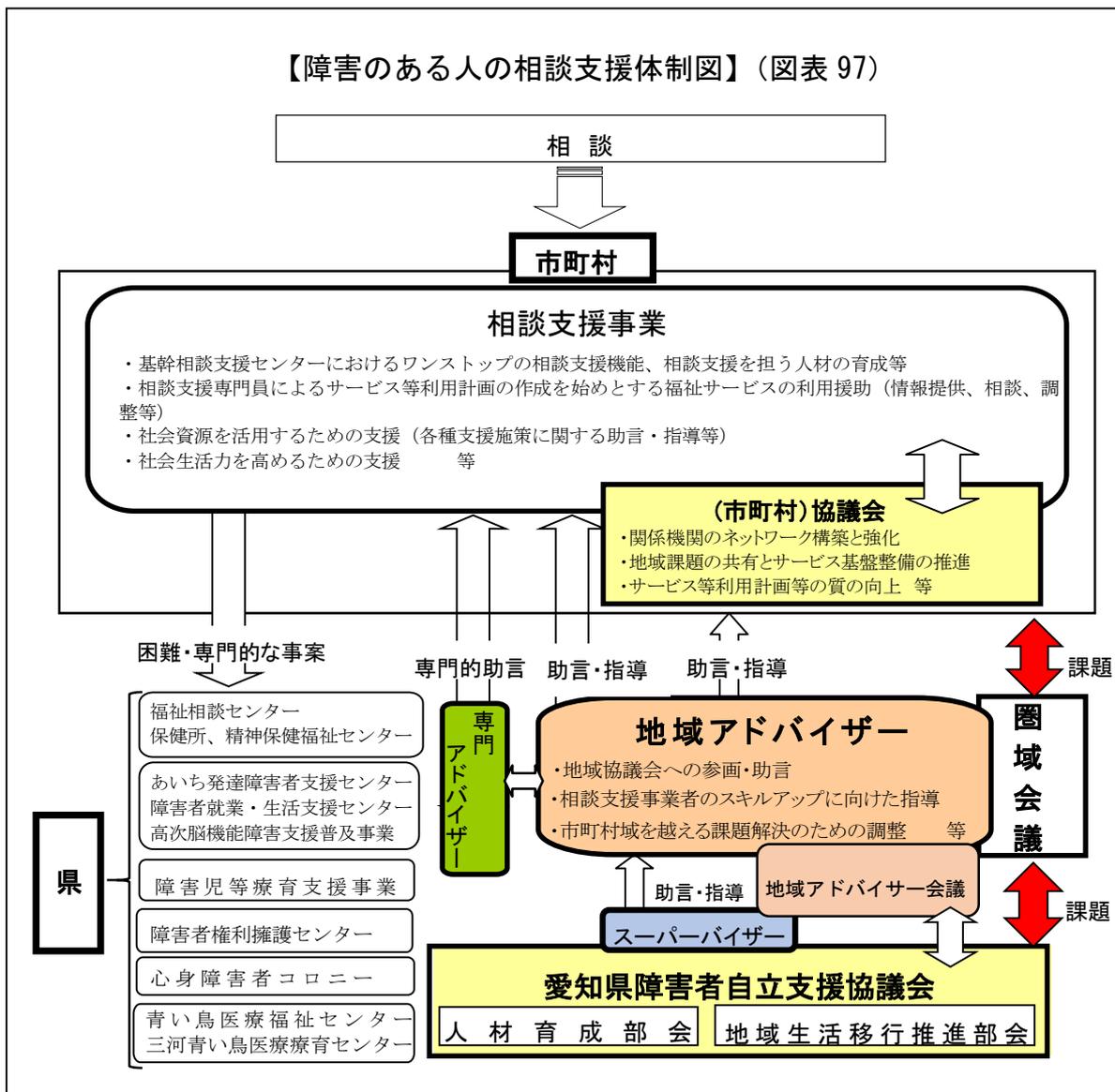
③ サービスの確保策

- 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されています。市町村は、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた協議会において、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムについて協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護・虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、更に地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していく必要があります。

ます。

このため、県は、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議において、広域的観点から市町村又は圏域（協議会単位）の相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言等を行うほか、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や、相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域単独では対応困難な事例に対する助言、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導など広域的専門的な支援を行うことにより、障害のある人が安心して暮らしていけるシステムづくりを支援していきます。



資料 愛知県健康福祉部

(5) 障害児支援

① 第4期計画までの評価

障害児支援は、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新設サービス））に、障害児相談支援と障害児入所支援（福祉型・医療型）を加えた8つで整理されています。

居宅訪問型児童発達支援及び障害児入所支援（福祉型・医療型）を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

全てのサービスにおいて、その提供体制に地域偏在は見られますが、平成28年度におけるサービスの利用実績は、見込量の近似値となっています。

このうち、保育所等訪問支援は、障害のある子どもがいない子どもと共に暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を推進していく上で、重要なものであり、引き続き、各市町村において、サービスを提供できる体制の整備を進めていくことが必要です。

これに加えて、各サービスの質の向上を図るとともに、重症心身障害児や医療的ケア児を支援できる事業所の確保を進めていく必要があります。

【障害児支援の利用状況(平成29年3月実績)】(図表98)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
1 児童発達支援	35,856 人日/月	37,300 人日/月	96.1%
2 医療型児童発達支援	1,389 人日/月	1,535 人日/月	90.5%
3 放課後等デイサービス	85,288 人日/月	83,319 人日/月	102.4%
4 保育所等訪問支援	581 人日/月	478 人日/月	121.5%
5 障害児相談支援	1,935 人/月	1,804 人/月	107.3%

② サービス見込量

ア 児童発達支援

未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

【児童発達支援のサービス見込量】（図表 99）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

イ 医療型児童発達支援

未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、身体状況により、治療も行います。

【医療型児童発達支援のサービス見込量】（図表 100）

区分		30年度		31年度		32年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 放課後等デイサービス

就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【放課後等デイサービスのサービス見込量】（図表 101）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

エ 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【保育所等訪問支援のサービス見込量】（図表 102）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	(名古屋)						
	(尾張中部)						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

オ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難である重度の障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

【居宅訪問型児童発達支援のサービス見込量】（図表 103）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

カ 障害児相談支援

障害児相談支援事業所が障害児通所支援、障害福祉サービス利用に関する障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者と連絡調整などを行うサービスです。

【障害児相談支援のサービス見込量】（図表 104）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人/月

キ 福祉型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスを行います。

【福祉型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 105）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人/月

【福祉型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 106）

（単位：人）

区 分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総 数				

ク 医療型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスに併せて治療を行います。

【医療型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 107）

区分		30年度	31年度	32年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	(名古屋)			
	(尾張中部)			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人/月

【医療型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 108）

（単位：人）

区 分	29年4月1日現在	30年度	31年度	32年度
総 数				

ケ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数

第5期計画の国の基本指針において、県及び市町村は、障害児支援に係る新たな活動指標として、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、成果目標として設定する協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進の役割を担うコーディネーターの配置数について設定するよう求められています。

コーディネーターの配置については市町村が実施主体となるため、県では、市町村と連携を図り、次のとおり具体的な配置数を設定します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数】(図表 109)
(単位：人)

区 分	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
コーディネーターの配置数			

③ サービス等の確保策

児童福祉法に規定される障害児にかかるサービスを提供する事業所については、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。

また、市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるため、県では、養成研修等を実施するなどして、人材の養成に努めます。

(6) 子ども・子育て支援等

第5期計画の国の基本指針では、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、県及び市町村は、新たに障害のある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、それを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることとされています。

県では、利用ニーズを踏まえた必要な量の見込み及び定量的な目標を、市町村が当事者へのニーズ調査等により算出した数値（一部の市町村では暫定値）の積み上げを基本に次のとおり設定するとともに、本県の子ども・子育て支援事業支援計画に位置付けている「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（計画期間：平成27年度～平成31年度）と調和を図りながら、子ども・子育て支援等の提供体制の整備に取り組んでいきます。

【障害のある子どもの子ども・子育て支援等の必要な見込量と定量的な目標】（図表110）

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な量の見込み（人）	定量的な目標（人）		
		30年度	31年度	32年度
保育所				
認定こども園				
放課後児童健全 育成事業				

(7) 就労支援

第5期計画では、国の基本方針に即して、平成32年度における障害者雇用に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への移行及び職場定着について、計画的かつ着実に進めていきます。

(図表 111)

活 動 指 標		平成 32 年度の見込量
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数	【就労移行支援事業】	人
	【就労継続支援事業 A 型】	人
	【就労継続支援事業 B 型】	人
障害者に対する職業訓練の受講者数 (一般就労への移行を促進するため、必要な者が職業訓練を受講できるよう、受講者数の見込みを設定する)		人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		人
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (職場定着を支援するため、必要な者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		人

(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害のある人や発達障害のある子ども（以下「発達障害のある人等」という）に対しては、可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられることが求められています。

第5期計画では、国の基本指針に即して、平成32年度における発達障害のある人等に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、発達障害のある人等への支援の一層の充実を図っていきます。

(図表 112)

活 動 指 標	平成 32 年度の見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数 (地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する)	年 回
発達障害者支援センターによる相談支援件数 (現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり、発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要なと判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する)	件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 (現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり、発達障害者支援センターあるいは発達障害者支援地域マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する)	件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する)	件

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

各圏域の現状と今後のサービス見込量

ア 名古屋・尾張中部圏域

【障害福祉サービス等の現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

<圏域全体>

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	336,869 時間	時間	時間	時間
	7,372 人	人	人	人

<内訳①：名古屋地域>

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	332,565 時間	時間	時間	時間
	7,168 人	人	人	人

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	4,304 時間	時間	時間	時間
	204 人	人	人	人

○日中活動系サービス

<圏域全体>

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	927,788 人日	人日		人日		人日		
	4,529 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	544 人日	人日		人日		人日		
	49 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	3,253 人日	人日		人日		人日		
	221 人	人		人		人		
就労移行支援	9,996 人日	人日		人日		人日		
	591 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	45,802 人日	人日		人日		人日		
	2,248 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	43,235 人日	人日		人日		人日		
	2,446 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	220 人	人		人		人		
福祉型短期入所	7,115 人日	人日		人日		人日		
	1,139 人	人		人		人		
医療型短期入所	390 人日	人日		人日		人日		
	108 人	人		人		人		

<内訳①：名古屋地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	87,046 人日	人日		人日		人日	
	4,243 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	521 人日	人日		人日		人日	
	47 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	3,182 人日	人日		人日		人日	
	216 人	人		人		人	
就労移行支援	9,630 人日	人日		人日		人日	
	571 人	人		人		人	
就労継続支援(A型)	43,193 人日	人日		人日		人日	
	2,118 人	人		人		人	
就労継続支援(B型)	41,142 人日	人日		人日		人日	
	2,328 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	201 人	人		人		人	
福祉型短期入所	6,697 人日	人日		人日		人日	
	1,068 人	人		人		人	
医療型短期入所	357 人日	人日		人日		人日	
	100 人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	5,742 人日	人日		人日		人日	
	286 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	23 人日	人日		人日		人日	
	2 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	71 人日	人日		人日		人日	
	5 人	人		人		人	
就労移行支援	366 人日	人日		人日		人日	
	20 人	人		人		人	
就労継続支援(A型)	2,609 人日	人日		人日		人日	
	130 人	人		人		人	
就労継続支援(B型)	2,093 人日	人日		人日		人日	
	118 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	19 人	人		人		人	
福祉型短期入所	418 人日	人日		人日		人日	
	71 人	人		人		人	
医療型短期入所	33 人日	人日		人日		人日	
	8 人	人		人		人	

○居住系サービス

<圏域全体>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	1,703人	人		人		人	
施設入所支援	1,230人	人		人		人	

<内訳①：名古屋地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	1,647人	人		人		人	
施設入所支援	1,124人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	56人	人		人		人	
施設入所支援	106人	人		人		人	

○相談支援

<圏域全体>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	2,264人	人		人		人	
地域移行支援	11人	人		人		人	
地域定着支援	26人	人		人		人	

<内訳①：名古屋地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	2,131人	人		人		人	
地域移行支援	11人	人		人		人	
地域定着支援	26人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	133人	人		人		人	
地域移行支援	0人	人		人		人	
地域定着支援	0人	人		人		人	

○障害児支援

<圏域全体>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	13,096人日	人日		人日		人日	
	1,115人	人		人		人	
医療型児童発達支援	186人日	人日		人日		人日	
	26人	人		人		人	
放課後等デイサービス	40,598人日	人日		人日		人日	
	2,947人	人		人		人	
保育所等訪問支援	17人日	人日		人日		人日	
	10人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
福障害児相談支援	267人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

<内訳①：名古屋地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	12,461人日	人日		人日		人日	
	1,018人	人		人		人	
医療型児童発達支援	182人日	人日		人日		人日	
	23人	人		人		人	
放課後等デイサービス	38,939人日	人日		人日		人日	
	2,703人	人		人		人	
保育所等訪問支援	17人日	人日		人日		人日	
	10人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	183人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	635人日	人日		人日		人日	
	97人	人		人		人	
医療型児童発達支援	4人日	人日		人日		人日	
	3人	人		人		人	
放課後等デイサービス	1,659人日	人日		人日		人日	
	244人	人		人		人	
保育所等訪問支援	0人日	人日		人日		人日	
	0人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	84人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k㎡)
総人口	2,471,920	65歳以上	598,006	人口密度	6,711

※人口は統計課「あいちの人口」、土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。
(各圏域とも同じ。以降略)

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	83,280	3.4
療育手帳所持者数	17,642	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	23,873	1.0
精神障害に係る公費負担の受給者数	36,200	1.5

※厚生労働省「福祉行政報告例」による。(各圏域とも同じ。以降略)

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	384	198	214	796

※圏域内居住者の数

※特別支援教育課、名古屋市教育委員会、愛知教育大学附属養護学校「通学区別生徒数」による。
(各圏域とも同じ。以降略)

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

※文部科学省「学校基本調査」による。(各圏域とも同じ。以降略)

イ 海部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	6,712 時間	時間	時間	時間
	330 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	9,869 人日	人日		人日		人日		
	485 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	57 人日	人日		人日		人日		
	3 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	177 人日	人日		人日		人日		
	14 人	人		人		人		
就労移行支援	660 人日	人日		人日		人日		
	39 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	6,755 人日	人日		人日		人日		
	323 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	9,763 人日	人日		人日		人日		
	520 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	23 人	人		人		人		
福祉型短期入所	911 人日	人日		人日		人日		
	141 人	人		人		人		
医療型短期入所	48 人日	人日		人日		人日		
	12 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	202 人	人		人		人		
施設入所支援	228 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	397 人	人		人		人		
地域移行支援	0 人	人		人		人		
地域定着支援	1 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	988人日	人日		人日		人日	
	179人	人		人		人	
医療型児童発達支援	32人日	人日		人日		人日	
	6人	人		人		人	
放課後等デイサービス	5,208人日	人日		人日		人日	
	509人	人		人		人	
保育所等訪問支援	6人日	人日		人日		人日	
	2人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	119人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	328,319	65歳以上	87,760	人口密度	1,576

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	10,516	3.2
療育手帳所持者数	2,251	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,642	0.8
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,141	1.6

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	53	55	58	166

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

ウ 尾張東部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	12,686 時間	時間	時間	時間
	594 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	13,461 人日	人日		人日		人日	
	665 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	4 人日	人日		人日		人日	
	1 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	255 人日	人日		人日		人日	
	23 人	人		人		人	
就労移行支援	1,978 人日	人日		人日		人日	
	115 人	人		人		人	
就労継続支援(A型)	5,116 人日	人日		人日		人日	
	255 人	人		人		人	
就労継続支援(B型)	6,167 人日	人日		人日		人日	
	349 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	13 人	人		人		人	
福祉型短期入所	577 人日	人日		人日		人日	
	120 人	人		人		人	
医療型短期入所	17 人日	人日		人日		人日	
	7 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	245 人	人		人		人	
施設入所支援	142 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	265 人	人		人		人	
地域移行支援	1 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	3,332人日	人日		人日		人日	
	362人	人		人		人	
医療型児童発達支援	7人日	人日		人日		人日	
	1人	人		人		人	
放課後等デイサービス	8,016人日	人日		人日		人日	
	687人	人		人		人	
保育所等訪問支援	3人日	人日		人日		人日	
	2人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	129人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	470,903	65歳以上	112,178	人口密度	2,046

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,992	2.8
療育手帳所持者数	2,636	0.6
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,330	0.7
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,506	1.2

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	68	77	71	216

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

工 尾張西部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,017 時間	時間	時間	時間
	881 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	21,105 人日	人日		人日		人日	
	1,063 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	331 人日	人日		人日		人日	
	25 人	人		人		人	
就労移行支援	1,878 人日	人日		人日		人日	
	107 人	人		人		人	
就労継続支援(A型)	8,257 人日	人日		人日		人日	
	418 人	人		人		人	
就労継続支援(B型)	9,930 人日	人日		人日		人日	
	534 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	43 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,01 人日	人日		人日		人日	
	173 人	人		人		人	
医療型短期入所	97 人日	人日		人日		人日	
	26 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	354 人	人		人		人	
施設入所支援	297 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	639 人	人		人		人	
地域移行支援	0 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	3,627人日	人日		人日		人日	
	497人	人		人		人	
医療型児童発達支援	14人日	人日		人日		人日	
	3人	人		人		人	
放課後等デイサービス	9,637人日	人日		人日		人日	
	1,219人	人		人		人	
保育所等訪問支援	33人日	人日		人日		人日	
	17人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	192人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	517,016	65歳以上	135,620	人口密度	2,676

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	17,613	3.4
療育手帳所持者数	3,844	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,892	0.8
精神障害に係る公費負担の受給者数	6,794	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	89	77	89	255

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

オ 尾張北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,578 時間	時間	時間	時間
	853 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	25,386 人日	人日		人日		人日		
	1,262 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	62 人日	人日		人日		人日		
	5 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	256 人日	人日		人日		人日		
	19 人	人		人		人		
就労移行支援	1,901 人日	人日		人日		人日		
	120 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	13,459 人日	人日		人日		人日		
	652 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	15,205 人日	人日		人日		人日		
	840 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	48 人	人		人		人		
福祉型短期入所	1,218 人日	人日		人日		人日		
	225 人	人		人		人		
医療型短期入所	140 人日	人日		人日		人日		
	13 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	356 人	人		人		人		
施設入所支援	451 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	374 人	人		人		人		
地域移行支援	2 人	人		人		人		
地域定着支援	2 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	4,648 人日	人日		人日		人日	
	664 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	30 人日	人日		人日		人日	
	6 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	14,446 人日	人日		人日		人日	
	1,132 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	4 人日	人日		人日		人日	
	4 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	178 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	733,537	65 歳以上	186,582	人口密度	2,479

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	23,267	3.2
療育手帳所持者数	5,076	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,496	0.7
精神障害に係る公費負担の受給者数	9,608	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	119	121	113	353

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

カ 知多半島圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,404 時間	時間	時間	時間
	936 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	22,122 人日	人日		人日		人日		
	1,123 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	24 人日	人日		人日		人日		
	3 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	392 人日	人日		人日		人日		
	48 人	人		人		人		
就労移行支援	1,994 人日	人日		人日		人日		
	129 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	4,471 人日	人日		人日		人日		
	252 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	14,618 人日	人日		人日		人日		
	802 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	38 人	人		人		人		
福祉型短期入所	1,130 人日	人日		人日		人日		
	320 人	人		人		人		
医療型短期入所	61 人日	人日		人日		人日		
	16 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	395 人	人		人		人		
施設入所支援	243 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	749 人	人		人		人		
地域移行支援	3 人	人		人		人		
地域定着支援	34 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	5,095 人日	人日		人日		人日	
	408 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	361 人日	人日		人日		人日	
	41 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	7,936 人日	人日		人日		人日	
	931 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	31 人日	人日		人日		人日	
	28 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	119 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	623,902	65 歳以上	151,057	人口密度	1,855

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	18,923	3.0
療育手帳所持者数	4,469	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,461	0.7
精神障害に係る公費負担の受給者数	7,205	1.2

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	112	118	119	349

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

キ 西三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	12,546 時間	時間	時間	時間
	446 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	15,188 人日	人日		人日		人日		
	750 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	12 人日	人日		人日		人日		
	3 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	66 人日	人日		人日		人日		
	5 人	人		人		人		
就労移行支援	2,306 人日	人日		人日		人日		
	121 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	4,107 人日	人日		人日		人日		
	194 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	7,960 人日	人日		人日		人日		
	409 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	27 人	人		人		人		
福祉型短期入所	1,062 人日	人日		人日		人日		
	188 人	人		人		人		
医療型短期入所	60 人日	人日		人日		人日		
	14 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	162 人	人		人		人		
施設入所支援	242 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	224 人	人		人		人		
地域移行支援	1 人	人		人		人		
地域定着支援	1 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	1,586 人日	人日		人日		人日	
	130 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	329 人日	人日		人日		人日	
	36 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	5,946 人日	人日		人日		人日	
	532 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	6 人日	人日		人日		人日	
	6 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	158 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	486,454	65 歳以上	102,049	人口密度	512

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	14,476	3.0
療育手帳所持者数	3,435	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,088	0.6
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,808	1.2

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	93	78	83	254

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

ク 西三河南部東圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	8,881 時間	時間	時間	時間
	635 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	11,912 人日	人日		人日		人日		
	623 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	0 人日	人日		人日		人日		
	0 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	355 人日	人日		人日		人日		
	18 人	人		人		人		
就労移行支援	2,035 人日	人日		人日		人日		
	114 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	5,015 人日	人日		人日		人日		
	243 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	11,483 人日	人日		人日		人日		
	633 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	29 人	人		人		人		
福祉型短期入所	716 人日	人日		人日		人日		
	155 人	人		人		人		
医療型短期入所	61 人日	人日		人日		人日		
	14 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	119 人	人		人		人		
施設入所支援	228 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	445 人	人		人		人		
地域移行支援	1 人	人		人		人		
地域定着支援	0 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	2,509人日	人日		人日		人日	
	437人	人		人		人	
医療型児童発達支援	91人日	人日		人日		人日	
	11人	人		人		人	
放課後等デイサービス	6,749人日	人日		人日		人日	
	812人	人		人		人	
保育所等訪問支援	6人日	人日		人日		人日	
	6人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	209人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	424,655	65歳以上	93,928	人口密度	957

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	12,579	3.0
療育手帳所持者数	2,936	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,585	0.8
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,684	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	85	88	62	235

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

ケ 西三河南部西圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	14,623 時間	時間	時間	時間
	708 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	24,657 人日	人日		人日		人日		
	1,239 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	27 人日	人日		人日		人日		
	3 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	489 人日	人日		人日		人日		
	28 人	人		人		人		
就労移行支援	3,027 人日	人日		人日		人日		
	167 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	8,440 人日	人日		人日		人日		
	409 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	14,640 人日	人日		人日		人日		
	828 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	42 人	人		人		人		
福祉型短期入所	1,371 人日	人日		人日		人日		
	287 人	人		人		人		
医療型短期入所	29 人日	人日		人日		人日		
	8 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	363 人	人		人		人		
施設入所支援	339 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	514 人	人		人		人		
地域移行支援	2 人	人		人		人		
地域定着支援	3 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	2,610人日	人日		人日		人日	
	323人	人		人		人	
医療型児童発達支援	38人日	人日		人日		人日	
	5人	人		人		人	
放課後等デイサービス	7,439人日	人日		人日		人日	
	1,033人	人		人		人	
保育所等訪問支援	50人日	人日		人日		人日	
	50人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	280人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	695,526	65歳以上	147,673	人口密度	1,912

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	20,000	2.9
療育手帳所持者数	4,655	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,583	0.7
精神障害に係る公費負担の受給者数	9,342	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	108	111	96	315

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

コ 東三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	1,307 時間	時間	時間	時間
	135 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	3,016 人日	人日		人日		人日		
	352 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	0 人日	人日		人日		人日		
	0 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	26 人日	人日		人日		人日		
	3 人	人		人		人		
就労移行支援	290 人日	人日		人日		人日		
	17 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	622 人日	人日		人日		人日		
	40 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	1,447 人日	人日		人日		人日		
	127 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	20 人	人		人		人		
福祉型短期入所	255 人日	人日		人日		人日		
	31 人	人		人		人		
医療型短期入所	0 人日	人日		人日		人日		
	0 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	116 人	人		人		人		
施設入所支援	257 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	223 人	人		人		人		
地域移行支援	0 人	人		人		人		
地域定着支援	0 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	177人日	人日		人日		人日	
	11人	人		人		人	
医療型児童発達支援	0人日	人日		人日		人日	
	0人	人		人		人	
放課後等デイサービス	353人日	人日		人日		人日	
	28人	人		人		人	
保育所等訪問支援	0人日	人日		人日		人日	
	0人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	12人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	55,352	65歳以上	20,260	人口密度	53

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	2,493	4.5
療育手帳所持者数	482	0.9
精神障害者保健福祉手帳所持者数	416	0.8
精神障害に係る公費負担の受給者数	704	1.3

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	16	15	7	38

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

サ 東三河南部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28年度/実績	30年度	31年度	32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	21,993 時間	時間	時間	時間
	987 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
生活介護	33,512 人日	人日		人日		人日		
	1,645 人	人		人		人		
自立訓練(機能訓練)	17 人日	人日		人日		人日		
	1 人	人		人		人		
自立訓練(生活訓練)	349 人日	人日		人日		人日		
	15 人	人		人		人		
就労移行支援	3,359 人日	人日		人日		人日		
	182 人	人		人		人		
就労継続支援(A型)	5,872 人日	人日		人日		人日		
	282 人	人		人		人		
就労継続支援(B型)	17,576 人日	人日		人日		人日		
	985 人	人		人		人		
就労定着支援	—	人		人		人		
療養介護	43 人	人		人		人		
福祉型短期入所	1,542 人日	人日		人日		人日		
	254 人	人		人		人		
医療型短期入所	46 人日	人日		人日		人日		
	4 人	人		人		人		

○居住系サービス

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
自立生活援助	—	人		人		人		
共同生活援助	443 人	人		人		人		
施設入所支援	579 人	人		人		人		

○相談支援

種別	28年度		30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	
計画相談支援	1,138 人	人		人		人		
地域移行支援	6 人	人		人		人		
地域定着支援	4 人	人		人		人		

○障害児支援

種別	28年度	30年度		31年度		32年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	4,356人日	人日		人日		人日	
	406人	人		人		人	
医療型児童発達支援	45人日	人日		人日		人日	
	4人	人		人		人	
放課後等デイサービス	11,259人日	人日		人日		人日	
	827人	人		人		人	
保育所等訪問支援	20人日	人日		人日		人日	
	19人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	272人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成29年4月1日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/km ²)
総人口	697,942	65歳以上	178,499	人口密度	1,040

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成29年3月31日現在）

区分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	22,412	3.2
療育手帳所持者数	5,293	0.8
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,299	0.8
精神障害に係る公費負担の受給者数	9,882	1.4

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成29年5月1日現在）

学年	1年生	2年生	3年生	合計
人数(人)	127	147	155	429

○卒業生（平成28年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

県は、人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

1 サービス提供に係る人材の育成

○ 福祉の場で働く人材の確保

これまで、福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置し、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事を希望する人への講習会などを実施してきました。

これに加え、小中学校及び高等学校等における障害及び障害のある人への理解の促進を図ることで、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に努めていきます。

○ 相談支援専門員研修の実施

相談支援専門員はサービス利用計画の作成やモニタリング、地域移行・地域定着に向けた相談支援等を行うなど、重要な役割を担っていますので、養成研修により資質の向上及び量的確保を図っていきます。

○ サービス管理責任者等研修の実施

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業の実施に当たっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要ですが、その資格取得のための研修受講のニーズに十分対応できていません。サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保に努めていきます。

○ 福祉施設・事業所職員研修の実施

名古屋市及び中核市を除く福祉施設・事業所職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を継続的に行っています。また、23年度から開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施していきます。今後も、福祉を取り巻く制度改正やますます増加・多様化するニーズに的確に対応するための研修を実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を行っていきます。

○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

居宅介護従業者、同行援護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者等の各訪問系サービスの従業者養成研修については、それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を行っていきます。

○ 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う機関の登録を適切に行うことにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

○ 強度行動障害者への支援を行う人材の育成

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切な支援が行えるよう、研修事業者を指定するなどして強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材の養成を図っていきます。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならないものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県は、平成16年9月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

今後も、福祉サービスを受ける人の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、指定事業者集団指導の場等で、制度の積極的な受審を促していきます。

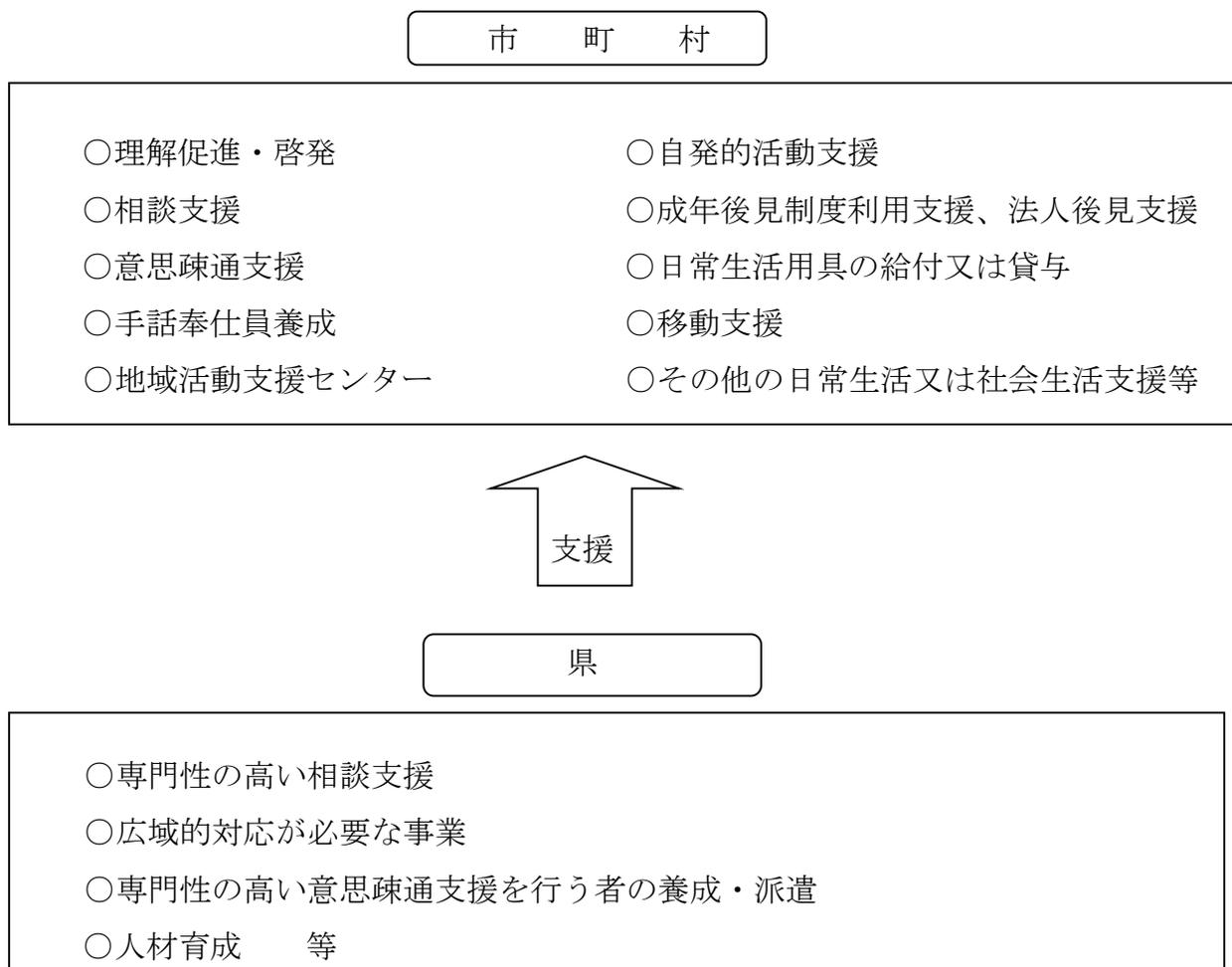
これに加えて、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者やその家族が当該制度を活用できるよう、普及及び啓発に取り組んでいきます。

相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、障害のある人が安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

相談支援、意思疎通支援、移動支援等の地域生活支援事業については、広くその利用について周知をしていく必要があります。

都道府県の行う地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の視点から、地域生活支援事業を展開していきます。

(図表 113)



1 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、平成 15 年 5 月に愛知県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター（平成 18 年 4 月から、あいち発達障害者支援センターに改称）を開設し、相談支援（発達支援、生活

支援、就労支援を含む)、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村に配置した「発達障害支援指導者」を活用し、平成20年度から21年度にかけて「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」の普及及び市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

(図表 114)

事業名等	30年度見込		31年度見込		32年度見込	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
発達障害者支援 センター運営事業						

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成18年10月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。

引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及びその関連障害のある人の支援を進めていきます。

(図表 115)

事業名等	30年度見込		31年度見込		32年度見込	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
高次脳機能障害 及び関連機能障 害支援普及事業						

※ 実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員について計上

(3) 障害児等療育支援事業

障害児への相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 13 か所の支援・拠点施設において、障害児等療育支援事業を実施しています。

また、在宅の障害児等の地域生活を支えるため、身近な地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への療育上の指導や助言を充実していきます。

(図表 116)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
障害児等療育支援事業 (実施か所数)			

(4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を 12 箇所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

なお、人口規模（障害者数）の大きな圏域については、障害のある人の利便性を考慮し、障害者就業・生活支援センターの複数設置を引き続き検討していきます。

◆設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在） *括弧内は、活動地域

- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
- ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
- ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
- ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
- ⑧ 西三河北部障がい者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
- ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
- ⑩ 東三河北部障がい者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
- ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
- ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

(図表 117)

事業名等	30年度		31年度		32年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
障害者就業・生活支援センター運営事業						

※ 実利用見込者数は、登録者数について計上

2 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域（名古屋市を除く 11 圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

(図表 118)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
相談支援体制整備事業 (実アドバイザー見込み者数)			

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(図表 119)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
精神障害者地域精神保健福祉推進協議会 (開催見込み数)			

イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害のある人にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア（仲間）の存在と助言は大きな意味を持っています。

当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害のある人が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポートの積極的な活用に努めます。

また、障害のある人を身近で支える家族ならではの経験を活かして、精神障害のある人やその家族の相談に対応する家族ピアサポート相談を実施していきます。

(図表 120)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ピアサポート従事者見込み数（ピアサポート養成研修受講者見込み数【当事者】）			
家族ピアサポート相談見込み件数			

ウ アウトリーチ訪問支援事業

アウトリーチやACTに関する理解を深めるため、医療福祉関係者及び一般市民へのアウトリーチの普及啓発に努めるとともに、精神科医療の必要な未受診者や、治療中断者、ひきこもり状態にある精神障害者に対してACT等を含め多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。

(図表 121)

事業名等	30年度	31年度	32年度
アウトリーチチーム設置見込み数（ACT含む）			

エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を始めとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備していきます。

(図表 122)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
災害派遣精神医療チーム体制整備事業（運営委員会開催回数）			

(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害がある人及び子どもへの支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図っていきます。

＜再掲 98 ページ参照＞(図表 123)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（開催回数）			

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

(1) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(図表 124)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
手話通訳者養成研修事業 （実養成講習修了者数（登録者数））			

(2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。

(図表 125)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
手話通訳者派遣事業 （実利用件数）			

(3) 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。

(図表 126)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者養成研修事業 (実養成講習修了者数(登録者数))			

(4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。

(図表 127)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者派遣事業 (実利用件数)			

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(図表 128)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (実養成講習修了者数(登録者数))			

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(図表 129)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (実利用件数)			

(7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

4 人材育成等その他の事業

(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成27年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

【初任者研修目標修了者数 年●名、現任研修目標修了者数 年●名】

(3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

【目標養成者数 サービス管理責任者 年●名／児童発達支援管理責任者 年●名】

(4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

【身体、知的 年●回開催】

(5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業

昭和43年10月から明生会館を設置、平成27年4月からはあいち聴覚障害者センターを設置し、視聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図ることで、情報のバリアフリー化を進めていきます。

(6) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害のある人に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施してまいります。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員 20 名】

(7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施してまいります。

ア 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ってまいります。

イ 障害者 I T 総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点として、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用して障害のある人の社会参加を一層促進してまいります。

ウ 生活訓練事業

(音声機能障害者発声訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

エ 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成してまいります。

オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業（社会復帰促進講習会等）、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施してまいります。

カ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

また、スポーツを楽しむ障害のある人を増やしていくとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図るため、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を引き続き実施していきます。

キ 障害者芸術活動参加促進事業

障害のある人等の芸術活動への参加を通じて、障害のある人等の社会参加の促進を図るとともに、県民の理解と認識を深めるため、作品展や舞台・ステージ発表等の障害者アーツ展を開催するとともに、芸術大学の教員等が県内の障害者支援施設等を訪問し、創作活動等を行う出前講座を開催していきます。

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするためには、サービスの提供体制の整備や人材の養成、質の高いサービスの提供等に加え、サービスを利用しやすい環境の整備が必要になります。

県は、障害のある人の権利擁護や差別の解消の推進、障害のある人の意思決定支援の促進等を通じて、こうした環境の整備を進めていきます。

1 障害のある人の権利擁護

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。

障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備するとともに、従業者に対して、研修を実施するなどの措置が求められています。

また、県は愛知県障害者権利擁護センターを、市町村は市町村障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止に努める体制を整備するとともに、市町村は虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人等の安全の確認や事実確認ができる体制を整備することが必要です。

さらに、判断能力が不十分な障害のある人を保護し、支援する成年後見制度の活用も求められているところです。

県は、障害のある人等への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者並びに障害者支援施設及び障害児入所施設の設置者、（特定・障害児・一般）相談支援事業者は、障害のある人等の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければならないと規定されています。

県は、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービス等の提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っていきます。

また、事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じます。

○ 市町村に対する助言・指導

障害者総合支援法は、市町村の責務として、障害のある人等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人等の権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

また、障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされています。

県は、市町村が行う相談支援事業が、協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人等の権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

○ 適切な苦情解決

各事業所は苦情の迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を配置することとなっています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や虐待防止に資することから、県は今後も、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督を行うとともに、運営適正化委員会についてリーフレットを作成し周知を行うなど、その実効性の強化を図っていきます。

○ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進

平成 11 年 10 月から、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力に支援を要する人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

また、平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度が創設されました。

平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされました。

さらに、平成 29 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行され、平成 29 年 3 月には促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

基本計画では、成年後見制度等の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等が示されました。

県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、家庭裁判所及び法律専門職団体とも連携し、相談支援従事者、市町村職員、福祉サービス従事者等を対象に研修会を開催し、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立、成年後見センターと市町村等との連携強化を支援し、障害のある人の権利擁護を図っていきます。

2 意思決定支援の促進

障害者総合支援法では、第 1 条の 2 「基本理念」において、障害者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を記載し、同法において、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、障害のある人等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定するなど、意思決定支援を重要な取組として位置付けています。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害のある人の権利擁護が求められる中で、障害のある人等の自己決定の尊重に基づいて支援することが重要となりますが、自己決定が困難な障害のある人等に対する支援の枠組みや方法等について必ずしも標準的なプロセスが示されていなかったことを踏まえ、国は、サービス事業者等が障害のある人等の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資するための「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を平成 29 年 3 月に策定しました。

本県では、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、事業者等や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、当該ガイドラインの普及を図り、県内の事業者等における意思決定支援の質の向上に取り組んでいきます。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント
 - ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子を観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

資料：愛知県健康福祉部（国作成資料をもとに加工して作成）

3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人等の芸術活動は、本人の社会参加や自己実現となるだけでなく、作品の創作や鑑賞を通して、障害の有無を越えた交流の機会となり、障害に対する理解を促進することにつながります。

本県では、平成26年度より、県内の障害のある人等の公募作品展である「あいちアール・ブリュット展」を開催するとともに、芸術大学の教員等が障害者支援施設等を訪問し、利用者とともに創作活動を行う出前講座を開催するなど、障害のある人等の芸術活動の推進を図っています。

平成28年12月には、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会を開催し、作品展、舞台・ステージ発表、交流イベントなどを通して、障害のある人等の芸術活動について、全国に向けて発信しました。来場者59,062人、公募作品803点、舞台・ステージ発表60団体と過去最大規模となり、大きな盛り上がりを見せた大会となりました。

さらに、この大会を機として、企業との連携や雇用分野にも取組が広がっており、県内において、障害のある人等の作品がボックスティッシュやカレンダーといった企業ノベルティグッズのデザインに取り入れられたり、「あいちアール・ブリュット展」をきっかけとして企業の広報部門への就職に繋がった事例等も増えています。

平成29年度からは、全国大会の成果を継承し、これまでの「あいちアール・ブリュット展」を拡大展開し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として実施しています。

障害のある人等の芸術活動は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、機運が高まりつつあります。引き続き、福祉施設や関係団体はもとより、企業や大学等とも連携しながら、作品展示や舞台発表、出前講座の開催など、障害のある人等の芸術活動を推進していきます。

あいちアール・ブリュット ～ゲイジュツのチカラ～（図表 131）

* あいちアール・ブリュット障害者アーツ展 *

「あいちアール・ブリュット」は、障害のある人等の芸術・文化活動を通じて、障害のある方の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指す取組です。

始まりは、平成 26 年の「あいちアール・ブリュット展」。県内の障害のある方から公募したアート作品の作品展です。公募点数は年々増加し、平成 29 年は 670 点。いずれも、個性豊かな素晴らしい作品ばかりで、会場の名古屋市民ギャラリー矢田の展示室には、作品のもつエネルギーがあふれます。また、審査により選ばれた優秀作品を紹介する「優秀作品特別展」を開催しています。



平成 29 年からは、第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の成果をうけて、舞台・ステージ発表を充実し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として開催しています。あわせて、出前講座にもダンスの講座を開設し、リオパラリンピック閉会式にも出演した義足のダンサー、大前光市さんと共演して、その成果を披露しました。



ロゴマーク「ゲイジュツのチカラ」（込められたおもい）

芸術には、作る人・見る人、そして障害のある人・ない人の心を変える大きなチカラがある。そのチカラは、お互いを認め合うボーダーのない社会への推進力になる。

* 雇用分野への広がり *

あいちアール・ブリュットの取組は、福祉や芸術分野を超えて、雇用分野にも広がっています。

平成 28 年、県内の障害のある方お二人が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職（在宅勤務）されました。在宅勤務なので、オフィスや店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。

きっかけは、「あいちアール・ブリュット展」。障害者雇用に取り組む企業



「潮風の休日」
森祥平((株)ほていや)



「あそぼー」
青山典生(セリオ株)

からの相談をうけ、ハローワーク名古屋中と本県が連携して、「絵を描くこと」での採用を提案したところ、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」で実際の作品を見て、採用が決まりました。

平成 29 年には、同じように二人が就職され、さらには、報道等により事例が広がり、これまでに 7 人の方が就職されています。

就職後は、作品の幅が広がったり、創作時間が長くなったりと、皆さん、絵を描くことが「仕事」になった自覚をしっかりとって、創作活動に取り組まれているそうです。

絵を描くことが、障害のある方の自立につながる。ゲイジュツのチカラの大きさを感じます。



「カエルの楽園」
戸苅宏二((株)ネクステージ)



「バイソンバッファロー・
ブラッチャークロサイ」
磯崎亮(株)川本第一製作所)

4 障害を理由とする差別の解消の推進

障害や障害のある人等への誤解や偏見などにより、障害のある人等の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁が今なお存在しています。

我が国は、平成 19 年に障害者権利条約に署名して以来、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 24 年の障害者虐待防止法の施行、平成 25 年度の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定など、障害のある人等の権利擁護に関する国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しました。

障害者差別解消法では、障害のある人等が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、平成 28 年 4 月から施行されています。

そのような状況下で、本県は、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的に、基本理念を定め、その下に県・県民・事業者の責務を明らかにした「愛知県障害者差別解消推進条例」を平成 27 年 12 月に制定しました。なお、条例では附則で、施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとしています。

引き続き、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず共に暮らせる「全ての人が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るとともに、地域での生活を希望する障害のある人が安心して暮らすことができるよう、県では、次のような取組を進めています。

○ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

差別は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野で発生する可能性があることから、既存の相談窓口すべてで対応するとともに、県福祉相談センター 7 か所、県精神保健福祉センター、障害福祉課の広域相談窓口において、市町村の相談業務を専門的、技術的に支援していきます。

○ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消法では設置は任意となっていますが、愛知県障害者差別解消推進条例で設置を義務付けた「障害者差別解消支援地域協議会」に位置付けている「愛

知県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会」(平成27年12月設置)の開催を通じて、関係機関間で必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行い、それぞれの役割に応じた取組を行います。

また、県内の全ての市町村において地域協議会が設置されるよう、県内市町村の取組状況を整理し、未設置市町村に対しては設置を働きかけていきます。

○ 障害者差別解消調整委員会の開催

不当な差別的取扱いを受けた障害のある人等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行うに当たり、必要に応じて、「愛知県障害者差別解消調整委員会」を開催し、意見聴取を行っていきます。

○ 職員対応要領の制定

障害者差別解消法では努力義務とされていますが、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領(職員対応要領)を制定し、その遵守を通じて、県が率先して障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

○ 啓発活動

障害を理由とする差別の解消について、県民の関心と理解を深めるため、県のホームページやリーフレットなど様々な広報媒体を活用した普及啓発などを行うとともに、県政お届け講座や、NPO等からの企画提案により実施する啓発事業を行っていきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法^(平成 25 年法律第 65 号)) の概要

障害者基本法 第 4 条 基本原則 差別の禁止

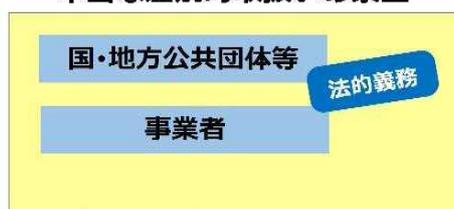
<p>第 1 項 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第 2 項 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第 3 項 国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第 1 項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--

具体化

<考え方> 行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止



合理的配慮の提供



具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
 - (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
- 実効性の確保**
- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告
※繰り返し権利侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善を期待することが困難である場合など。
※主務大臣の権限は政令の定めにより、地方公共団体の長などに委任できる。

II. 差別を解消するための支援措置

- | | |
|----------|--|
| 相談・紛争解決 | ●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
(国、県、市町村) |
| 地域における連携 | ●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携 (任意設置)
(国、県、市町村) |
| 啓発活動 | ●普及・啓発活動の実施
(国、県、市町村) |
| 情報収集等 | ●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供
(国) |

施行日：平成 28 年 4 月 1 日（施行後 3 年を目途に必要な見直し検討）

資料 愛知県健康福祉部（内閣府作成の資料をもとに加工して作成）

【愛知県障害者差別解消推進条例の概要】（図表 133）

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様にも周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

1 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

2 県、県民、事業者の責務

県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施すること。 ・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。
県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。 ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	✖ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 法的義務 ：合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。</small>	✖ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	○ 努力義務 ：合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 ※雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務となります。

4 県の主な取組

相談及び紛争の防止等のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。
障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。
助言、あっせん又は指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。
職員対応要領の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の制定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。

5 施行日

公布の日（平成 27 年 12 月 22 日）

※ただし、職員対応要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進

9月26日開催の愛知県障害者施策審議会専門部会で、記載事項の検討を予定

6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、県及び市町村はその支援を行うことが求められています。

また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながるるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要となります。

県は、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、地域と共にある事業所運営を事業者に対して働きかけていきます。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者が安心してサービスを受けられるよう、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実を図るとともに、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害のある人等への支援に従事できるようにするため、よりよい職場環境となるよう事業所管理者等に働きかけていきます。

本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていきます。

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 23 年の障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法の制定、平成 24 年の障害者自立支援法の改正による平成 25 年からの障害者総合支援法の施行、平成 25 年 6 月に成立した障害者差別解消法等の整備による平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准、平成 28 年 6 月の発達障害者支援法の改正や障害者総合支援法、児童福祉法の改正など、近年、障害のある人等に関する法令の制定や改正が随時行われており、今後も、障害のある人等を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になってくると考えられます。

第 4 期計画では、改正された障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視し、本計画の推進を図ってまいりました。

第 5 期計画期間においても、県の障害者施策の実施状況の監視機能が適切に発揮されるよう、成果目標については、各年度における実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。これに加え、活動指標については、障害種別ごとに実績を把握し、成果目標にあわせて分析及び評価を行います。

さらに、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議を PDCA サイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画推進のための取組、さらには計画自体の見直し等の措置を講ずることとします。